

# 「アカウンタビリティ」はどのように用いられてきたか

## —会計学、経済学、経営学、政治学、行政学及び教育行政・学校経営研究 にわたる検討—

橋 孝昌

How Has ‘Accountability’ Been Used?: A Study on the Usages in Accounting, Economics, Business Administration, Politics, Public Administration, Educational Administration and School Management

Takamasa TACHIBANA

The usage of the term ‘accountability’ today is widely different from field to field, as each of the fields concerned - accounting, economics, business administration, politics, public administration, educational administration and school management - only has its own definition of this term, and the researchers in these fields have ever tried to reach almost no consensus on the essence of this concept, although this lack of effort has disabled us even from discussing ‘accountability’. Thus, this article categorizes those usages and characterizes each of them focusing on the following two points; (1) the constituents of the definitions, such as ‘responsiveness’, ‘answerability’ and ‘sanction’; (2) the relationships among ‘principals’, ‘agents’ and for what the actors are accountable, in terms of principal-agent theory. In the end, this article shows two suggestions - (a) the degree of uncertainty of the ‘principal’ - who is assumed to be ‘the principal’? - may differentiate the usage in politics, public administration, educational administration and school management from that in accounting, economics and business administration, (b) the degree of uncertainty of the ‘agent’ - who is assumed to be ‘the agent’? - may differentiate the usage in educational administration and school management from that in politics and public administration.

### 目次

1. 問題関心と本研究の問い
2. 問題の所在と本研究の意義
  - 2-1. 先行研究の課題
  - 2-2. 本研究の視座
  - 2-3. 本研究の構成
  - 2-4. 本研究の意義
3. 隣接諸学における用法—プリンシパルに着目して—
  - 3-1. 会計学、経済学、経営学における用法—プリンシパルに着目して—
  - 3-2. 政治学、行政学における用法—プリンシパルに着目して—
  - 3-3. 教育行政・学校経営研究における用法—プリンシパルに着目して—
  - 3-4. 小括

#### 4. 政治学及び行政学における用法—構成要素に着目して—

- 4-1. 「応答性」、「回答可能性」という構成要素
- 4-2. 「制裁」という構成要素
- 4-3. 何が「アカウントビリティ」を構成するか
- 4-4. 小括

#### 5. 教育行政・学校経営研究における用法—構成要素とエージェントに着目して—

- 5-1. 教育行政・学校経営研究における用法の概観
- 5-2. 教育行政・学校経営研究における用法の描出—構成要素とエージェントに着目して—
- 5-3. 小括

#### 6. まとめ

- 6-1. 「アカウントビリティ」の用法の概括
- 6-2. 課題と今後の展望
  - 6-2-1. 本研究の問題点
  - 6-2-2. 取り残した論点と今後の展望
- 6-3. 結語

### 1. 問題関心と本研究の問い

もし、「教育におけるアカウントビリティとは何か」と問われたら、なんと答えるだろうか。ある人は、教員評価や学校評価、あるいは政策評価といった制度とその取り組みを思い浮かべるだろう。またある人は、情報公開や学校運営協議会制度など、所謂「開かれた学校」のイメージを持つかもしれない。あるいは、政治学や行政学に詳しい人ならば、親、市民をはじめ政治家、行政官、企業などの利害関係者による学校への公式的／非公式的な統制に思いを馳せるのではないか。しかし、これらはそれぞれ、抽象度という点でも、あるいは国レベルか自治体レベルか学校レベルかという点でも、まったく異なることがらを指している。また、そもそも上に述べたような、制度や政策といった何らかの具体を指す概念かどうかも怪しく、むしろ、達成すべき理念や観念的な目標とさえ考えられる。では、そのような理念があったとして、読者諸兄姉は、冒頭に挙げた数々のイメージを貫くような理念を、上記から析出できるだろうか。挑戦的な書き出しとなったが、なかなか一筋縄ではいかないこ

とが分かるだろう。

このような「アカウントビリティ」の分かりづらさは、多くの先行研究も指摘するところである。曰く、学術的に統一された翻訳語すら存在せず、説明責任、会計責任、成果責任、結果責任、経営責任、応答責任といった語が、その訳語として好き好きに用いられているという(沖 1997; 藤田 2000; 平田 2008; 2009; 山本 2013)。また、山本 (2013) によれば、「アカウントビリティ」の語を用いた研究が存在するのは教育学だけではなく、会計学、経済学、経営学、政治学、行政学及び社会心理学といった隣接領域に及んでおり、それぞれにおいて用法も異なるという<sup>1</sup>。

そもそも、広く責任という概念についても、意味するところは甚だ曖昧なものである。ギルバートは行政組織の責任について、次のように述べた。

我々が住むような社会において、行政組織は、おそらく人民が有するだろうと仮定される諸価値をめぐって動いている。その諸価値はさらに、政策の決定と管理を一定方向に導くものと考えられている。(中略) 行政学の文脈で使われる「責任」という語も、おおよそ同様の複雑な諸価値の上に成り立っているものと思われる。それは、それぞれの状況に一貫して用いられていないし、ことによると、用いることもできない。おそらく、それはいかなる厳密な意味によっても、「定義」することなどできないだろう。(Gilbert 1959: 374, 訳は引用者)

このような指摘から示唆されることは、アカウントビリティ、及び、それに類する責任概念を体系的に検討すること自体が困難なこととされ、したがって、これを試みた研究が乏しいということではないか。一般に、鍵となる概念が曖昧なままに議論が進む場合、話が噛み合わず、建設的な議論など望むべくもない。それが学術の場において看過されたままであるとすれば、大変由々しきことである。

以上から、本研究は、隣接する複数の分野にわたって、「アカウントビリティ」の用法を整理し、それにより今後の議論のための前提を整序する。それによって、上述した輻輳を収束させようと試みるもので

「アカウンタビリティ」はどのように用いられてきたか

ある。

しかしながら、「アカウンタビリティ」は、前述の通り、複数の学問領域にまたがって用いられている。藤垣(2003)が言うように、専門知はその専門分野の共同体において社会的に構築されるとするならば、その学問分野において人々が無意識に前提としている何がしかが、「アカウンタビリティ」の用法を特徴づけている可能性がある。そうであるとすれば、アカウンタビリティ及び、これに類する責任といった言葉の用法を特徴づける、いわば教育行政・学校経営研究の特徴とは何かを問わねばならないだろう。

この点については、筆者の能力と時間の制約から、深く立ち入ることができない。さしあたって、本研究は、以上のような可能性を含みおきつつ、それぞれの学問分野における「アカウンタビリティ」の用法を整理するにとどめたい。

よって、本論に先んじて断っておくべきこととして、本研究は、アカウンタビリティ及び責任といった概念の普遍的、原理的な考察を直接行うわけではない。また、とある学問領域について、その全体の特性を論じようとするわけでもない。さらにいえば、学術分野間の差異を、比較によって論証しようとするものでもない。確かに、責任原理を検討した研究を引用することがあるかもしれないし、各分野の特性めいた何かを述べてしまうかもしれないし、差異のような何かを口走ることもあるだろう。しかしながら、そういった記述は、まずもって第一に、当該学問領域において「アカウンタビリティ」がいかにかに用いられているのかということを中心に検討しているのであって、例えば「教育においてはかかして責任を果たすべきか」といった原理的な問いや、「教育学の特性とは何か」といった問いをまともに扱うことはできない。そういったことまで検討するには別稿を要するだろう。あくまで、本研究は、それぞれの学問分野における「アカウンタビリティ」の用法を整理しようとするものであり、それぞれの用法を描出するにとどまるものである。この点に注意して、この先を読んでいただきたい。

## 2. 問題の所在と本研究の意義

本研究は、その目的に鑑みれば明らかなように、本章以降でも、しばしば先行研究に詳細に立ち入って検討することになるが、本章ではさしあたり、先行研究の現状をつかむに足るだけの研究を参照し、現時点で残されている課題を概略するにとどめる。

アカウンタビリティの研究を、やや雑駁にまとめてしまえば、(1) 企業や行政、学校等の行為主体に対する統制とその責任を考察する研究、(2) アカウンタビリティの具体的な確保方法を類型化する研究、(3) アカウンタビリティを確保する具体的な政策・施策を絞り込んで、その分析を行う研究の三つに分けられる。それぞれの先行研究を概括し、その課題について述べる。これが1節の作業となる。

その上で、2節においては、本研究の思考過程を開陳すべく、その視座について言及する。そこでは、語彙論における知見の若干を参照することとなる。

以上をもとに、本研究の構成を述べる。これが3節にあたる。最後に4節にて、本研究の意義を述べる。

### 2-1. 先行研究の課題

第一のタイプの先行研究は、行政学において伝統的に蓄積されてきた。代表的なものとして、フリードリヒ・ファイナー論争と呼ばれたFriedrich(1940)及びFiner(1941)をはじめ、Simon et al.(1950=1979)、Gilbert(1959)、村松(1964;1974)、足立(1976;1994)、西尾(1990)などが挙げられる。

これらにおいて繰り返し問われていることは、以下の二つにおおよそ収斂させることができる。すなわち、第一に、行政官と国民との間に情報の非対称性が生じざるを得ず、どうしても国民により監視不可能な行政官の裁量が生じうる状況において、どうすれば、主権者たる国民、および、それを代表する政治家の意に沿った形で、行政官に行為を選択させるか。第二に、行政国家化、すなわち行政機能の肥大化と専門化の進展によって、議会に必ずしも十分な倫理や専門性を求められるとは限らない状況のもと、どのようにして倫理や専門性を担保するか、といった問いである。

以上の問いの背後にあるのは、本人・代理人関係で

ある。曾我(2013)によれば、本人・代理人関係とは、本人がもつ権限を代理人に委ねることで成立する関係である。例えば、主権者たる国民が直接、政治的な決定を行うことは、時間やエネルギー、あるいは能力の限界によって難しいため、代理人に政治的決定を委ねる。そのうえ、私たちが代理人として選出した政治家たちもまた、すべての政治的決定と政策実施を自分たちだけで行うには限界があるため、代理人としての官僚を用いるという。様々な論者が、この本人をプリンシパル、問責者、委任者などと呼び、代理人をエージェントや答責者などと呼びながら、この関係に関して様々な考察を行なっている。

そして、先述の二つの問いのうち、前者にあたる、外在的、他律的な統制に対して行政官が負うべき責任を「アカウンタビリティ」と呼び、後者にあたる、内在的、自律的な責任を「レスポンシビリティ」と呼ぶとされてきた。同様の理解は、今なお Peters (2014) などに見られる。

行政責任論は、フリードリヒ・ファイナー論争と同様、法的責任と自律的責任のいずれを重視するかについて従来論じてきた。これらの議論は、しかしながら、半世紀以上も前のアメリカにおける状況を踏まえて整理されたものであり、現在の状況にそのまま適用することは難しい。フリードリヒとファイナーによる論争は、しばしば、議会や司法による外在的な統制と、行政官の倫理と専門性による自己規制との、いずれを重視するかという点で対立すると総括されることがある(例えば露口 1995、西尾 1995、今村 2015)。

しかしながら、Gilbert (1959) が指摘するように、彼らによる論争はむしろ、政治行政二分論と政治行政融合論という、アメリカ行政学における古典的な議論に位置付けるべきものであった。したがって、現代の日本の状況を考察するにあたって、同様に、立法による統制と行政の内部統制とを内外に分けて考えることはできないだろう<sup>2</sup>。

また、このような問題が生じるの背景には、そもそも、外在的・内在的といったときに、両者の境界をどこで引くかという点の曖昧さがある。これに対しては、外在的な委任者の有無によって、両者が区別可能だとする再反論もありえよう。しかし、レスポンシビ

リティを重視した研究として分類されることの多い Friedrich (1940/1978) でさえ、これを「市民感情 (popular sentiment)」に対する責任であると述べていることから、あくまで民衆 (popular) という外在者を想定している。すると、「レスポンシビリティ」の用法においてなお外部の委任者が想定されることとなり、両者の区別はやはり曖昧なままに捨て置かれる。

さて、以上の課題が見られる行政責任論に対しては、別の角度から批判が加えられている。その一つである村松 (1974) は、これらが静態的で為論的、認識論的な分析に陥りがちであったことを批判し、実際の統制者と行為者あるいは利害関係のある第三者との間で生じる動態に着目した研究の可能性を提案した。同様の批判は、西尾 (1990) や今村 (2015) にも見られる。そのような指摘を受け、一方で、一部の官僚制研究に代表される、政治学的な実証研究が行われ、他方、アカウンタビリティを確保するための具体的な政策・施策を対象とした研究が行われた。さらに、後者には、冒頭に述べた第二のタイプ、すなわちアカウンタビリティの概念的な類型を検討する研究と、第三のタイプ、すなわち特定の政策・施策の事例研究とがある。

実証的研究の例としては、Epstein and O'Halloran (1994) や曾我 (2015; 2016) が挙げられる。これらの研究は、分析のためにアカウンタビリティを操作化し、意味する範囲を制約することが多い。これらが分析にあたって不可欠な作業となることは間違いないが、「アカウンタビリティ」の用法の整理を直接的に行っておらず、何をもち「アカウンタビリティ」と名付けているかには注意を要する。

第二のタイプの先行研究は、アカウンタビリティそのものを理念として考え、これが具体的な場面で顕れる態様を類型化するという特徴がある。その代表的なものとして、日本では平田 (2008; 2009) や山本 (2013) があり、海外の研究では、Romsec and Dubnick (1987) や Bovens (2007) など、かなり多大な蓄積が存在する。これらの研究は、Christie (2018) が、自身の研究の意義として、包括的な類型を作成することで実務に資することができる点を挙げるように、アカウンタビリティがいかにか具体的に制度化されるのかを、包括的に知るためには有用である。しかし

「アカウンタビリティ」はどのように用いられてきたか

ながら、これらの研究は、上述する山本（2013）が指摘するように飽和状態にある。これらの研究において登場する類型は、相互の研究で参照されることはあれ、何かが一統的に用いられている訳ではない。まさに錯綜状態にあるといえよう。

第三のタイプの先行研究としては、Romsec and Dubnick(1987)、山谷（2006）、鹿毛（2015）、鏡（2017）などが存在する。また、このタイプの研究には教育分野における研究も多く、露口（1995）、浦野（2000）、藤田（2000）、水本（2000）、沖（1997；2000）が挙げられる。しかし、これらの研究は、先行するアカウンタビリティ研究の一部から定義や性質に関する記述を、理論的に再考することなく、枠組みとして直輸入する傾向がある。しかし、これらの研究の用法を概観した研究は一部を除いて管見ながら存在しない。また、平田（2008；2009）など、当分野における「アカウンタビリティ」の多義性に注意を促したり、当該学問領域における用法を概観したりする数少ない研究は存在するが、複数の領域にまたがって「アカウンタビリティ」の用法を検討するものは存在しないのではないか。

一方、このような混乱に対して整理を試みた研究がなかったわけではない。その一つが粕谷・高橋（2015）である。彼らは、まず、従来の研究における「アカウンタビリティ」の用法を分節し、いかなる文から意味が説明されているかを抽出した。この抽出物を「アカウンタビリティ」の構成要素と呼んだ上で、「アカウンタビリティ」には二つの構成要素がありえ、それぞれ「応答性」と「制裁」と呼ぶことができると述べている。このような作業を踏まえ、それまでの研究を、「アカウンタビリティ」の定義に盛り込まれている構成要素によって、(1)「応答性」のみを「アカウンタビリティ」の構成要素とする研究、(2)「制裁」のみを構成要素とする研究、(3) どちらか一方が構成要素とされていれば足るとする研究、(4) 両者ともに構成要素として必要であるとする研究の四類型に整理している。

他にも同様に「構成要素」という言葉を用いる研究として、山谷（1991）が挙げられるが、彼による構成要素は、上記とは異なっている。彼は、「アカウンタビリティ」が用いられる場合に、誰が誰に対して何に

ついて責任を負うのかという点に注目し、責任主体、対象、および責任事項の三点を検討しているが、その際に、これら三点を指して「アカウンタビリティ」の構成要素と呼んだ。

以上の整理は、「アカウンタビリティ」の用法を整理するという本研究の目的に照らせば、参照するに足る意義をもつ研究だろう。しかし、彼らの研究には以下のような問題点がある。

まず、粕谷・高橋（2015）による研究については、これほど重要であるはずの「応答性」と「制裁」という両概念に関して、その定義にも意味内容にも、何ら考察を加えていない。彼らが「応答性」ないし「制裁」と名付けたものが、政治学及び行政学の先行研究に照らして、本当に「応答性」や「制裁」と呼ぶものかどうか疑義がある場合、この類型化はかえって混乱を招くだけである。

一方の山谷（1991）について言えば、責任主体、対象、責任事項の三点は、「アカウンタビリティ」を構成するというよりも、むしろ、「アカウンタビリティ」とともに用いられる言葉を指しているように思われてならない。その場合、こうした構成要素の考えは、具体的な局面における「アカウンタビリティ」の用例を検討することはできても、「アカウンタビリティ」は何によって構成されるかという問いに直接答えることはできない。よって、これのみでは不十分である。

さらに、やはり彼らは、政治学及び行政学における用法に限ってのみ参照したに過ぎず、他分野における用法を度外視している。また、これは見れば当然であるが、両者の用いる「構成要素」の意味するところは明らかに異なるため、その統一が欠かせない。

以上から、隣接諸学における用法を踏まえた上で、教育行政・学校経営研究における「アカウンタビリティ」の用法を整理することが、未だかつて取り組まれてこなかったことがわかる。また、従来の研究方法を無批判に踏襲しているのでは、「アカウンタビリティ」の用法を特徴づけるものは何かという、本研究の問いが明らかにならない可能性も大いにある。それでは、いかなる視座に立つべきだろうか。これについて次節で述べよう。

## 2-2. 本研究の視座

ここまで筆者は、用法について検討すると繰り返し述べてきた。しかし、そもそも「用法」とは具体的に何を意味するかということは、意外にも自明ではない。一般的に「用法」といったときにイメージするのは、同語反復に過ぎないが、その語がどのように用いられるかということだろう。この、どのように用いられるかということはおそらく、その語それ自体の意味と、実際にその語が用いられる文脈によって規定されるのではないだろうか。仮にそうだとするならば、「アカウントビリティ」の「用法」といった場合、前者は「アカウントビリティ」自体の定義に現れ、後者は先行研究等において実際に用いられた「アカウントビリティ」の用例において観察することができるのではないだろうか。

このことを、前節でみた粕谷・高橋(2015)による構成要素と山谷(1991)による構成要素において考えてみる。すると、前者はその定義に関するものであるのに対して、後者はその用例に関するものであると考えられる。このことから考えられるのは、本研究による、「アカウントビリティ」の定義と用例の観察は、物言いがやや珍奇なだけで、むしろ自然なことなのではないかと考えられる。

以上から、本研究はさしあたって、「アカウントビリティ」の定義と用例とを、必要に応じて分析の対象とすることになる。最終的に、その分析を集約し、その「用法」を描出することとなる。

それでは、定義と用例を分析するには、いかなる視座に立つ必要があるだろうか。

まず、一般的な語の定義方法については、長尾(1992)や齋藤・石井(2011)が参考となる。長尾(1992)によれば、一般に言葉の定義方法として、内包的定義、外延的定義、比較的定義、要素構成的定義などのさまざまな方法があり、できるだけ多くの観点から定義することが望ましいという。

内包的定義とは、ある物事に共通しており、かつ、それによって他の物事から明瞭に区別可能な諸特徴を示すことであるという。また、外延的定義とは、その概念に属する事柄の集合を示すことである。比較的定義とは、その概念の上位概念、下位概念、同位概念、対立概念を示すことであり、要素構成的定義とは、

その概念を構成する要素概念と、それらの相互関係性を示すことである。

齋藤・石井(2011)も同様に、語と語間の意味関係について、類義関係、対義関係及び包摂関係の三つが基本的であると述べている。長尾(1992)と類似した見解を取っていると考えてよいだろう。

内包的、外延的、比較的、要素構成的の四つの定義方法のうち、本研究が参照するのは、後二者の定義である。その理由は、一方で、前二者の定義では隣接諸学における用法を比較するための軸を設定することができないからであり、他方で、後二者の見地は、上述した粕谷・高橋(2015)が、「アカウントビリティ」の定義を構成する要素に着目した点で、共通の視点に立つと考えられるからである。

また、「アカウントビリティ」の用例を検討することは、すなわち、先行研究における「アカウントビリティ」の用いられ方を、前後の文脈を踏まえて記述することになるだろう。すなわち、直接的に「アカウントビリティ」が定義されているもの以外にも、それが用いられている場面を対象とし、その特徴を記述するということである。もちろん、ここにおいては、「アカウントビリティ」が用いられる際の責任主体、対象、責任事項も含まれる。しかし、それよりもさらに広範に分析する必要も出てこよう。

以下では、「アカウントビリティ」の定義と用例を考察する方法を開陳するために、足立(1976; 1994)による行政責任に関する記述を概観しながら、「アカウントビリティ」の定義と用例がそれぞれいかにして抽出できるかを例示する。あまりに直感的な方法ではあるが、それによって本研究の視座を理解する助けとしたい。

足立(1976)によれば、まず、プリンシパルが、自分がなすべき任務を何らかの事情で遂行できないために、代理人に対して特定の仕事の処理を任せること、プリンシパル・エージェント関係(本人・代理人関係)が発生する。この最初の局面で成立する責任を、任務的責任と呼んでいる。

そうして受任した代理人は、任務の遂行に関してプリンシパルの指示に従い、その指示どおりに任務を果たす責任を負う。これを応答的責任と呼び、英語ではレスポンシビリティに対応するという。足立は、

「アカウントビリティ」はどのように用いられてきたか

その関連の深い概念として、「応答性 (responsiveness)」と「回答可能性 (answerability)」を挙げる<sup>3</sup>。

この応答的責任を代理人が果たすと判断され、プリンシパルが満足する限り、引き続き任務が課せられ続ける。しかし、代理人による行為の内容や外面的な結果に対して、プリンシパルが代理人の任務遂行に何らかの点で不満を持つ場合、代理人を問責することになる。この場合、代理人は釈明、弁明に努めるはずである。このようにして第三の局面に入ることになるが、この局面における責任を弁明的責任と呼び、英語で *accountability* にあたるとしている。

代理人による釈明、弁明にプリンシパルが納得すれば、そこで問題は終了する。そこで改めて任務を課せられることになれば、再び任務的責任、次いで応答的責任の局面に入る。しかし、仮にプリンシパルを納得させられない場合、代理人はプリンシパルからの「制裁」を覚悟しなければならない。これを受難的責任や制裁的責任 (以下、単に制裁的責任) と呼ぶという。

以上の足立の記述のうち、「アカウントビリティ」の定義にあたるのは、上記第三の局面である、弁明的責任となる。この場合、代理人が問責者に対して弁明し釈明する責任が、「アカウントビリティ」であるということになる。また、用例について、上記の弁明的責任は、足立の説明に従えば、応答的責任が生じたのちにしか生じえないと解される。これを、やや雑駁に言い換えれば、足立は、応答的責任が弁明的責任の必要条件となると理解していると解することができる<sup>4</sup>。仮にそうだとすれば、「応答性」ないし「回答可能性」が、「アカウントビリティ」の構成要素として捉えられるだろう (定義の検討)。また、レスポンスビリティをこのような局面のうちに組み入れたことをみるに、やはり「レスポンスビリティ」を内在的責任として解することは難しいといえる (用例の検討)。

このように、解釈の作業を進めることを指して、本研究は、用例を検討することとする。とはいえ、定義と用例とを逐一明確に区別することは、実際には難しい場合も多い。したがって、用法の検討の際には、その定義のみならず用例の解釈までが必要であると述べるにとどめ、以降では、逐一これらを区別して論

ずることはあえて避けたい。そのうえで、「アカウントビリティ」の定義と用例とをあわせて「用法」と呼び、これを検討するものとする。また、以降で単に構成要素という際には、粕谷・高橋 (2015) のような、定義に関する問題を扱うものとする。

### 2-3. 本研究の構成

以降では、「アカウントビリティ」の用法を検討することになる。具体的には、一方で、先行研究において観察された「アカウントビリティ」に関する記述に焦点を当て、これを分節することで、「アカウントビリティ」の定義を構成する要素を抽出する。他方で、「アカウントビリティ」が用いられる文脈に着目し、その用例を検討する。より具体については各章で詳述するが、本研究は以下のような構成をとる。

まず、3章では、会計学・経済学・経営学と、政治学及び行政学、そして教育行政・学校経営研究に分け、それぞれについて、「アカウントビリティ」の用法を検討する。その際には、主に用例に着目し、「アカウントビリティ」を用いる際に、そこで想定されているプリンシパルを焦点化する。この作業を通じて、教育行政・学校経営研究における「アカウントビリティ」が、政治学及び行政学とより近く、会計学等におけるそれとは異なることについて述べる。

しかし、政治学及び行政学における「アカウントビリティ」の用法と教育行政・学校経営研究におけるそれとは、なおもその傾向が異なるはずである。よって、4章で前者、5章で後者について、それぞれ検討する。それにより、両者の用法の相違を整理したい。

具体的に、4章においては、政治学及び行政学の先行研究における用法を対象とする。ここにおいては、3章と違って、主に定義に着目し、「アカウントビリティ」の構成要素を焦点化する。その際には、「応答性」と「制裁」のほか、足立 (1976 ; 1994) において「応答性」とともに言及された「回答可能性」が、構成要素として析出される。その上で、これら概念の用法についても検討する。

5章においては、教育行政・学校経営研究における用法を、詳細に検討することになる。ここにおいては、構成要素と用例の双方に着目する<sup>5</sup>。ここで焦点化するものは、4章で挙げた「応答性」及び「回答可能性」

と、用例におけるエージェントである。

以上の作業を踏まえて、6章において総括する。ここにおいて、「アカウントビリティ」の用法を簡潔に整理したのち、本研究の知見と示唆、課題及び取り残した論点を書き連ねる。

#### 2-4. 本研究の意義

本研究の意義としては、まずもって第一に、複数の領域にまたがる「アカウントビリティ」の用法を整理することで、今後の議論の前提を整える点が挙げられる。以上に対しては、「アカウントビリティ」を、共通のラベルを有するまったく別の概念として割り切って考え、分野ごとに統一した意味で用いていけば足るとする立場もあるだろう。しかしながら、会計学、経済学、経営学、政治学、行政学、そして教育学は、その間いや方法、対象などがともすれば重複するものである。また、教育学においては、隣接する諸分野の知見を援用する研究も決して少なくない。この点は、教育行政・学校経営研究も同様であろう。そうであるとすれば、相互に参照され合う学問領域間で、用語の意味が共有されていないと割り切る姿勢は、あまりに問題含みである。これに対して、本研究は、いわば議論の地平を整序しようとするものである。その点で、学術と実践の双方において、なお意義があると考えられる。

さらに、本研究はアカウントビリティ研究のレビュー論文としても読むことができる。その点でも、教育行政・学校経営研究に限らず、広く今後のアカウントビリティ研究に対する貢献をなすと考えられる。同様の意義を持つものとしては、山本(2013)など一定数が存在するが、本研究は単なる先行研究の踏襲にとどまらず、構成要素と用例に着目することによって、貢献する射程を広く取ろうとする。特に、類似概念や構成概念にも着目し、これによって行政責任論やアカウントビリティ研究の再構成を試みる点には意義があるのではないか。もちろん、これを通して、「アカウントビリティ」の用法に違和感を覚えてきた一部の読者が、今後この語に関する論文を読む際の、理解の一助となればとも思う。

### 3. 隣接諸学における用法—プリンシパルに着目して—

本章では、各学問領域の「アカウントビリティ」の用例について検討する。その際に着目するのは、プリンシパルの不確定性である。

以下で明らかにしようとするのは、プリンシパルを画一的に確定可能なものとして捉えているか否かという点で、諸学問における用法が分けられることである。すなわち、会計学、経済学及び経営学における「アカウントビリティ」の用法においては、ある人物や機関がプリンシパルにあたるか否かを、画一的に判断可能であることが前提とされている傾向がある。その一方で、政治学及び行政学におけるそれは、彼(ら)がプリンシパルであるかどうかの判断が画一的にはできず、個別の判断を要するということが考慮に入れられて用いられる点で、前者とは異なる。このとき、前者を、プリンシパルの不確定性が低い状態とし、後者を不確定性が高い状態であるものとする。

その上で、教育行政・学校経営研究は、プリンシパルの不確定性が高い点で、後者に親近であることを指摘する。

#### 3-1. 会計学、経済学、経営学における用法—プリンシパルに着目して—

本節では、会計学、経済学及び経営学における「アカウントビリティ」の用法を一括して概観する。この分野において「アカウントビリティ」の語が用いられる場合、多くは会計責任と訳されることが多い。したがって、本節でも、会計責任としての「アカウントビリティ」を中心に検討する。

ところで、会計学とは何であろうか。山本(2013)によれば、会計とは本来、計算・記録とその正確性を体系的に検証するために存在する技術であるという。よって、会計学も、一義的にはそのようなテクニカルな問題を扱う学問と考えてよいだろう。

さて、このような会計について、二神(2006)によれば、企業等の民間部門の会計に限った場合、投資家や債権者等の外部利害関係者に向けて会計情報を開示する場合と、組織内部に向けて開示する場合があり、前者を財務会計、後者を管理会計と呼ぶという。

「アカウンタビリティ」はどのように用いられてきたか

財務会計とは、企業経営者は、その存続と成長に不可欠な資金を提供する外部の主体に対して、預託された資産の管理・保全を適正かつ適法に遂行していることを説明する責任を負うとされるという。一方、管理会計とは、経営管理者が自らの意思決定に役立てるために会計情報を開示するものとされるという。

これを踏まえ、企業経営者は、株主などの資金提供者から委託された資金を代理人として適切に管理・運用し、かつ保全する義務を有している。これと同時に、この管理・運用の状況と結果について、上記の会計機能を通じて正確に測定し伝達する義務をも有する。松尾・平松（2005）は、これらの義務のうち、前者を「受託責任」や「ステューワードシップ (stewardship)」と呼び<sup>6</sup>、後者を「アカウンタビリティ」と呼んでいる<sup>7</sup>。

以上をもとに、「アカウンタビリティ」について考えると、これは主に財務会計に関するものだといえることができる。しかし、辻ほか（2019）を確認すると、部下が、上司から委譲された権限にもとづき行う行為の必要性及び成果等について、上司に説明、報告する義務があるとし、これを指して「アカウンタビリティ」と呼んでいる。この場合、「アカウンタビリティ」は、前述の管理会計にとどまらず、上司と部下との関係をはじめ、企業内部で遍在的に観察されることになる。

さて、以上で援用した二神（2006）、松尾・平松（2005）、辻ほか（2019）は、それぞれ、経営学、会計学、経済学の用語辞典である。これらにおいては、あくまで企業会計に関連させて、「アカウンタビリティ」が言及されていた。上記における「アカウンタビリティ」は、いわば狭義の「アカウンタビリティ」であると言える。しかしながら、会計責任としての「アカウンタビリティ」が意味する射程さえ、これにとどまらない。大森（2012）が指摘するように、会計という概念は、1970年代以降、社会責任会計や環境会計、果てはサステナビリティ会計といったように、社会に向けて敷衍されるようになった。これらは、企業の社会貢献や公害が社会問題化した1970年代以降、企業の社会的責任が問われるようになったことで普及した考え方である。これらをも含める場合、「アカウンタビリティ」は、いかに理解すればよいか。

大森（2012）によれば、17-18世紀の英仏において、企業による詐欺的倒産や恣意的な株価引き上げ工作といった反社会的行為をコントロールするという目的を達成するという目的から、国家が財務会計を規制するようになったという。彼はこれを言い換えて、当時の英仏の社会的状況が、会計を、私的な計算手段から、債権者保護と株主保護を目的とした情報の測定と伝達の体系に変質させたと述べている。つまり、財務会計とは、国家が企業を間接的に統制するための間接的手段であり、その際に権利を保護されるのが株主や債権者ということになる。

社会責任会計や環境関係、あるいはサステナビリティ会計についても、大森（2012）は、同様に理解できると述べる。すなわち、国際的な環境保護に対する関心の向上によって、国家の環境政策が転換することで、地球規模の環境の保護及び環境によって悪影響を受ける市民の保護が、会計の目的として加えられたと理解するのである。

以上のように考える場合、会計学、経済学及び経営学において、特に会計責任としての「アカウンタビリティ」を考察対象とする場合、どのプリンシパルに対してアカウンタビリティを果たすかということは、一義的には、国家による規制に従って決定されることになる。そうであるとすれば、あるアクターがプリンシパルかそうでないかを見極めるのに、企業が迷う場合はさほど多くなかろう。むしろ、法令等に則って判断可能である点で、不確定性が低いものとして捉えられうるだろう。財務会計の場合は株主や銀行等の資金提供者、ならびに監査法人や国家といった主体がその対象となる。管理会計をはじめ上司と部下との関係におけるアカウンタビリティについては、上司がプリンシパルとなる。また、社会責任会計、環境会計やサステナビリティ会計については、地球規模の環境や市民がプリンシパルとなる。これらは、法令によって判断されるのである。

そうであるとすれば、もちろん、プリンシパルの各集合を構成する成員の入れ替わりは不断に生じるとしても、相当する位置にある主体にアカウンタビリティを負うということ自体は揺らぐことがないと考えられるのではないか。

以上から、会計学、経済学及び経営学における「ア

カウンタビリティ」の用例に鑑みるに、プリンシパルの不確定性が低く想定されながら、この語が用いられていると考えられる。

### 3-2. 政治学、行政学における用法—プリンシパルに着目して—

本節は、政治学及び行政学における「アカウンタビリティ」の用例について、プリンシパルの観点から検討する。

周知の通り、現代民主主義国家はその制度理念として、社会契約思想に基づいて国民主権をとっており、政治家は有権者（プリンシパル）よりその代理人（エージェント）として選出され、主権を委任されているとの発想に立つ（曾我 2013）。そして、このプリンシパルの意に沿った形でエージェントに統治を行わせるための仕組みとして、選挙制度が存在する。この選挙制度を通して、政治家は有権者に対してアカウンタビリティを負うことになる。すなわち、受任者たる政治家は、委任された主権に基づき適切かつ適法に統治する義務を有するとともに、次なる選挙のために、有権者に対してそのことを説明・報告する義務を持つのである。政治学における「アカウンタビリティ」の用法を確認すると、猪口ほか（2004）によれば、選挙が与党を評価する作業である限り、有権者には政策の責任がどこにあるかを可能な限り明確に知る必要があると説明している。彼らは、この政策責任の英訳として *political accountability* をあてている。

しかし、Fearon (1999) の指摘に依るまでもなく当然のこととして、その選挙において、プリンシパルを単一主体として、すなわち「有権者」という一個の集合体として単一に行動すると見なすことはできない。各々がそれぞれの選好を有しており、有権者という集団はそのものが多元的であることが想定される。また、その選挙区の外に市民を、その政治家のプリンシパルと見なしうるか否かも、時と場合によって個別に判断せざるを得ないだろう。また、それだけでなく、選挙において政治家は、企業や他の公選政治家とも委任と受任の関係にあることもある。さらに、選挙活動が法律による制約を受ける点では、法廷に対しても責任を負うことがあると考えられるという (Fearon 1999)。この時点で、政治学及び行政学にお

ける「アカウンタビリティ」の用法においては、ある人物や機関がプリンシパルか否かを確定できない、すなわち不確定性が高いと考えられているといえよう。

さて、以上と関連して、このような代議制の機能によってアカウンタビリティを確保しようとするものに対しては、半世紀以上も前から、その限界が指摘されてきた。すなわち、直後で引用するフリードリヒの言葉を借りれば、「市井の人々や政治家が政策課題の全般を把握することはとてつもなく困難」であるため、「行政の活動には、その執行に責任を問えない余地が少なからず生じることは避けられない」という指摘である (Friedrich 1940/1978: 405, 399、訳は引用者)。どういうことか。

1930年代の大不況を端緒として、各国では急速な行政国家化が進展した。このような状況下では、第一に、議会で策定される法や政策が、個々の状況に関する詳細な規定を行うことが実質的に不可能となってしまう、第二に、行政官の専門性がいっそう重視され、その行政裁量はその範囲を拡大することになった (村松 1964)。事実、20世紀半ば以降、行政職員の数は日本という一部の例外を除き、多くの国で拡大の一途をたどった (前田 2014)。もしそうであるならば、市民から選出された政治家が直接、行政官を統制することには限界があるということになる。

このような状況に応じた行政学における研究として、後にフリードリヒ・ファイナー論争と呼ばれ、行政責任論の嚆矢となった、Friedrich (1940/1978) 及び Finer (1941/1978) の議論を参照しなければならない。

フリードリヒは、行政国家化が進行した中では、行政の不作為を避けることが重要であるとし、それまでの政策形成と実施の分断論を批判して、官僚が積極的に政策を立案すべきだとの立場をとった。そこで、行政官が負うべき責任について、従来の議会に対する責任<sup>8</sup>を補完するものとして、新たに機能的責任 (*functional responsibility*) と、市民感情 (*popular sentiment*) に対する責任という二つを提唱した。前者の機能的責任とは、彼自身が客観的責任 (*objective responsibility*) と言い換えていることから示される通り、客観的に確立された技術的、科学的な標準にしたがって判断し行動する責任であるとされる。しかし、

「アカウンタビリティ」はどのように用いられてきたか

これは政治的に価値中立的である保証はなく、多様な選好を持つ市民の要求との間でディレンマをもたらす可能性がある。このことから、専門家集団の目標価値について公共的な合意を成立させておく必要があるとして、行政における広報公聴活動を重視するとともに、利害関係を持つ市民からの問い合わせや批判、提案などを受け入れるための経路の確保が重要であると説いた。これが、市民感情に対する責任である (Friedrich 1940/1978: 403-404)。

一方のファイナーは、政治家の明示的な指示を受けずに、国民が望んでいると思われる政策を積極的に遂行していくことまでを官僚に求めることは、官僚の専制主義を招きかねないと反論した。また、内面的、個人的な道義感を強調することの危険を説き、問責者の外在性と制度的な制裁手段の存在を要件とする法的責任の保証こそ重要であると述べた。

以上のフリードリヒ・ファイナー論争において、「アカウンタビリティ」とより密接に関連するのは、ファイナーの議論である。ファイナーは、「責任には二つの定義がある。責任は、一つには、X が Z に対し、Y についての責任がある (accountable) ことを意味するだろう。第二に、責任は、内的で個人的な、道義上の義務感を意味するだろう。」と述べている (Finer 1941/1978: 412、訳は引用者)。次章で参照する Gilbert (1959) 以降の行政責任論においては、このうちの前者が「アカウンタビリティ」、後者が「レスポンスビリティ」と呼ばれている。ファイナーのような「アカウンタビリティ」の用法は、他にも、同時期に Simon et al. (1950: 513) が、「アカウンタビリティ」を「責任の強制 (enforcement of responsibility)」であると述べたことから確認されよう。

フリードリヒ・ファイナー論争については次章でさらに立ち入って検討する関係で、ここまで、やや紙幅を割いて検討してきた。さしあたり、本節の目的に照らして以上を要約すると、まず、行政学においては古くから、選挙を通じて選出された政治家によって、民衆の欲する所を実現することが難しいと認識されていたことがわかる。フリードリヒの言葉はすでに引用したが、ファイナーも「行政の活動はあらゆる個人、あらゆる社会的利益を代表するセクターに及んでいる」と述べている (Finer 1941/1978: 411、訳は引

用者)。さらにこれと関連して、フリードリヒは、公衆による反応が甚だ大量かつ多様であること (a great many diverse public reactions) を指摘した上で、単一の集合体としての「世論 (the will of the people)」という前提を短絡的に受け入れることに警鐘を鳴らしている (Friedrich 1940/1978: 408-409)。

これらを踏まえると、政治家や行政官といった代理人に対して、ある人物や機関からの要求があった場合に、彼(ら)がはたして自身のプリンシパルにあたるか否かということは、個別の判断を要することになる。その意味で、政治学及び行政学における「アカウンタビリティ」の用法については、プリンシパルの不確定性が高いことを前提として、「アカウンタビリティ」が用いられていると考えられる。

### 3-3. 教育行政・学校経営研究における用法—プリンシパルに着目して—

それでは、教育行政・学校経営研究における「アカウンタビリティ」の用法については、どうだろうか。以下では、さしあたって学校に対してアカウンタビリティを追及する場合について検討した先行研究を題材として、同様に、プリンシパルに着目して論じる。

教育行政・学校経営研究におけるアカウンタビリティ研究のうち、プリンシパルについて考察したものに、平田 (2008) を挙げることができる。彼は、その学校に通う子どもや保護者が第一にプリンシパルとなるとした上で、次のように述べる。

例えば、何らかの事件が起こったとして、学校がアカウンタビリティを果たさなければならないのは、第一義的にはその個別の事件の当事者である子ども・保護者である。しかし、当事者の子どもや保護者のみではなく、そういった事件が起こってしまった学校に通う子どもやその保護者に対してもアカウンタブルである必要がある。また、アカウンタビリティの受け手としては、地域住民や、より一般的には公立学校が税金で運営されている場合の納税者があげられる。例えば、地域住民に対するアカウンタビリティというものも負うことになる。ただし、そういった個別具体的な事項に対してではなく、日常の学校

の教育活動について学校が納税者や一般住民に負うアカウンタビリティのレベルは、当事者たる子どもや保護者のものと比べて低いものとなるということはいえるだろう。それは、当事者たる子どもやその保護者は日常の学校の教育活動に「直接かつ正当な利益 (direct and legitimate interests)」を常に有する反面、納税者や一般住民の有する利益はその直接性という点で後退せざるを得ないからである。(平田 2008: 95)

ここでは、第一に、学校に対してアカウンタビリティを追及するプリンシパルが多数存在しうることが想定されている。また、第二に、彼(ら)がある事項についてプリンシパルにあたるか否かについては、「直接性」の観点から、個別の判断が必要であるとも考えられている。これだけを見ても、教育における「アカウンタビリティ」のプリンシパルの不確実性が高いものとされていることが読み取れるのではないか。

また、藤田(2000)によれば、学校に対する要求や批判がたとえエリート主義的、利己主義的な関心に根ざすものであっても、「アカウンタビリティ」という概念によって、そうした関心が正当化される嫌いがあると述べる。この指摘が一定程度妥当であるならば、彼(ら)がプリンシパルにあたるか否かに関する個別的な判断を避け、画一的に判断してしまうことが、ことに教育においては、むしろ危険ですらありうると解されていることになる。

ここでは「アカウンタビリティ」を果たす主体として学校を取り上げたが、教育政策に携わる教育委員会、文部科学省、政治家あるいは審議会委員、研究者などが、「アカウンタビリティ」を果たす場合にも、同様のことがいえるだろう。

以上から、教育行政・学校経営研究における「アカウンタビリティ」の用法に鑑みるに、プリンシパルの不確実性が高いものとして想定されながら、用いられていると考えられる。

### 3-4. 小括

以上より、会計学、経済学及び経営学において用いられる「アカウンタビリティ」と、政治学及び行政学、

並びに教育行政・学校経営研究における「アカウンタビリティ」について、その用例を検討すると、プリンシパルの不確実性の点で、両者が区別されうることがわかった。すなわち、ある人物や機関がプリンシパルにあたるか否かを判断するにあたって、前者においては、それが法令等に規定されているため、画一的な判断が可能であることが示唆されていたのに対し、後者はそれが難しくなることがあえて述べられている点で異なることがわかった<sup>9</sup>。これを踏まえれば、隣接諸分野で用いられる「アカウンタビリティ」を、より容易に理解できるようになるのではないだろうか。

ところで、「アカウンタビリティ」の用法を、プリンシパルの不確実性が高いか否かという観点において、学問分野ごとに整理できたとして、この観点自体、どれほど重要なものかといえるのだろうか。この点は、本研究は取り組むことができないが、各学問分野の特徴を本格的に論ずるにあたっての足がかりとなる論点であると思われるため、ここにおいて不完全ながら触れておきたい。

そのために、対外的不確実性という概念を導入する。この概念は、伊藤(2002)の用法によれば、自治体が政策採用を行う場合に、国の態度が未定である状態を指すものであった。国の態度が未定である状態においては、政策介入の有無に対する予測が立たないため、採用のハードルが高くなる。彼は、このことをもって、対外的不確実性が高い状態だとしている。ここでは、この対外的不確実性の概念をさらに拡張して捉え、外部主体の行為が相対的に予測しづらい状態を指して用いたい。すると、プリンシパルの不確実性が高いことは、エージェントにとっての対外的不確実性をもたらすと考えることができよう。

これを踏まえると、会計学等においては、いかなるプリンシパルに対してアカウンタビリティを負うかという点が法令によって判断可能であり、その点で対外的不確実性が低いと言い換えることができる。この場合、いかなる行動をとった場合にプリンシパルがどのように反応するかは、予測しやすいだろう。

これに対し、政治学及び行政学、並びに教育行政・学校経営研究においては、プリンシパルの不確実性が高く、画一的な判断ができないため、いかなる行動

「アカウンタビリティ」はどのように用いられてきたか

をとった場合に、どのようなプリンシパルがどういった反応をするのかが予測しづらいという、対外的不確実性の高い状態に悩まされよう。3章2節において、公衆による反応が甚だ大量かつ多様である (a great many diverse public reactions) というフリードリヒの言葉を引用したが、このことは、まさに対外的不確実性が高い状態を表している。そのうえで、フリードリヒは、このような状況下で政策形成をすべて政治家に委ねてしまうと、効率的かつ迅速にこれを行うことができなくなると述べた。彼をして、行政官自身がその専門性に依拠して政策立案する必要性を論じさせたのは、対外的不確実性のためであるのだ。また、平田 (2008) は前述の引用部分において、学校と関わる直接性の程度の相違から、どのプリンシパルに対するアカウンタビリティを優先すべきかが異なると指摘した。しかし、仮にそうだとした場合、その優先度をどのように判断するか、いかなる基準によるかという点は必ずしも明らかでない。その意味で、学校も、対外的不確実性は高いと考えられていることになる。

対外的不確実性が低い場合、特にそのことに配慮せずとも、アカウンタビリティを負うべきプリンシパルが瞭然と判断できるだろう。一方で、これが高い場合は、その人物ないし機関が本当にプリンシパルにあたるのかということ自体にある程度留保をつけながら、アカウンタビリティを論じなければならない。このような意味で、そうした学問的特徴によって、「アカウンタビリティ」の用法が特徴付けられている可能性があるため、プリンシパルの不確実性という観点からは、それとして重要であると筆者は考える。

さて、教育行政・学校経営研究における「アカウンタビリティ」の用法が、プリンシパルの不確実性の観点において、政治学及び行政学におけるそれと、相対的に近いことはわかった。しかし、両者における「アカウンタビリティ」の用法は、別の観点からは、なおも異なりうるのではないか。次章以降では、この点を整理するため、より詳細に先行研究を渉猟し検討したい。そのために、まず、4章では、政治学及び行政学における「アカウンタビリティ」の用法を、今度は、定義の構成要素という観点から、整理する作業に取り掛かる。

#### 4. 政治学及び行政学における用法—構成要素に着目して—

本章においては、政治学及び行政学における先行研究を題材とし、「アカウンタビリティ」の用法を、主にその定義に着目して整理せんと試みる。その際には、2章で述べたように、「アカウンタビリティ」の構成要素を抽出することによって検討する。ここでは、構成要素として析出される概念の用法についても、簡潔に検討する必要がある。

1節では、粕谷・高橋 (2015) が「アカウンタビリティ」の構成要素として挙げた「応答性」という概念を、政治学・行政学の知見にもとづき検討する。それにより、粕谷・高橋 (2015) は「応答性 (responsiveness)」と「回答可能性 (answerability)」という、先行研究においては区別されることもある二つの概念を混同していることを指摘する。

2節では、同様に粕谷・高橋 (2015) が挙げた「制裁」という概念について検討する。ここでは、用例も含めた検討を行うことによって、「アカウンタビリティ」を用いる際には、制裁が発動する可能性があること、つまり制裁可能性までを広く含めて、「制裁」の語が用いられていることを確認する。

以上を踏まえ、3節において、何が「アカウンタビリティ」を構成するかを検討する。また、「アカウンタビリティ」を構成する要素が、本当に「アカウンタビリティ」を「アカウンタビリティ」たらしめるのか、すなわち、それらの構成要素が「アカウンタビリティ」とその他の類似概念との区別をもたらすのかという点についても、若干ではあるが併せて検討する。その際には、「レスポンスビリティ」と「透明性」を挙げて検討する。

##### 4-1. 「応答性」、「回答可能性」という構成要素

「応答性」という語は、行政学研究においてしばしば、responsiveness の対訳だとされている。このことは、様々な記述によって確認される。例えば、村松は、Simon et al. (1950: 513) が responsiveness の語を用いた部分を引用し、「意思決定がどのような人の価値を反映しているか (responsiveness to other people's values)」

と訳している(村松 1964 : 91)。さらに同論考の別の部分に目を転じてみると、「行政官は(中略)意思決定に際し、それらの参加者のもつ価値に従わざるをえない」(村松 1964 : 92 頁)とあり、これも以上の Simon et al. (1950) の引用部分の言い換えと推察される<sup>10</sup>。また、足立(1976; 1994)は、英語で *responsiveness* の訳語として「応答性」をあて、行為者が「人間の行動準則」(足立 1976 : 231)のもと、プリンシパルの意思、要求、命令、召命に対して応答し従うことであると述べている。

この *responsiveness* については、ペノックが「人々の欲するところを思案し言葉にすること (reflecting and giving expression to the will of people)」(Pennock 1952: 790、訳は引用者)と定義したり、パットナムが「政府の『応答性』とは、(どうしても多様で衝突を起こす)大衆やその代表のニーズや要請に対して、迅速に、誠心誠意、効果的に応答する能力として定義できる (the 'responsiveness' of a government can be defined as its capacity to respond rapidly, faithfully, and effectively to the (inevitably varied and conflicting) needs and demands of the public and its representatives)」としていたりする(Putnam 1973: 257-258、訳は引用者)。さらに、ボーベンスによれば、*responsiveness* とは「透明・公平・衡平なやり方で進んで行動すること (a willingness to act in a transparent, fair and equitable way)」である(Bovens et al. 2008: 227、訳は引用者)。西尾(2018 : 85)は、「社会の変化に不断に応答することにより持続的に舵取りする政府」を指し、「応答的政府」と呼んでいる。

このように、少なくとも以上に挙げた研究に基づけば、市民の価値や要求に敏感であることや、その指示等に恭順することとして、「応答性」の意味を理解することができるだろう。

また、*responsiveness* と同様に用いられることのある語として、*answerable* という語も見られる。この概念の解釈は難しく、例えば Friedrich(1940/1978)においては *responsible* と *answerable* が同義に用いられているほか、Gilbert(1959)は、これを名詞化した *answerability* を「アカウントビリティ」と同義であると明言する。しかしながら、Shedler(1999)や Fox(2007)においては、*answerability* とは *answer* を要求

する権利と余地があることを指すと説明されている。このように、*answerability* をいかに扱うかは、先行研究によって相違があることがわかる。たしかに、一般的な用法を鑑みれば、*responsive* は敏感であることを意味し、*answerable* は回答可能であることを意味するのだから、後二者の用法が通例にはなっている。そのことを反映してか、足立(1994 : 76)において、*responsiveness* には「応答性」が、一方の *answerability* には「回答可能性」があてられている<sup>11</sup>。

なぜこのような相違が研究間で生じているのかという問いも、筆者の個人的な知的好奇心を刺激するが、能力と時間の制約上、これに取り掛かることはできない。本研究はさしあたり、足立(1994)による訳を踏襲したい。ただし、彼が両者をいかに区別するかについて特に触れないのに対し、本研究は以下のように区別して用いることとする。すなわち、「応答性」を、ある主体が市民の求めに対して敏感であり、迅速かつ従順に応答することを意味するものと解する。一方で、「回答可能性」を、ある主体が説明や報告の義務を負うだけでなく、市民の側がある主体に対して問責する権利や能力があることまでを含意するものと解することとする。このように考える場合、例えば、行政職員が自身の倫理観や組織の行動原理に従って、進んで市民の求めに応答することは、「応答性」に含まれる。一方で、例えば、政治家が選挙の当落を恐れて行動を選択することは、市民による選挙権や「知る権利」の観点を重視すれば、「回答可能性」に含まれよう。

#### 4-2. 「制裁」という構成要素

フリードリヒ・ファイナー論争以降のアカウントビリティ研究は、ほぼ共通して *sanction* に言及する。これには、前節で見た「応答性」とは違って、おおよそ統一された日本語訳として「制裁」があてられている。

手近にインターネットで調べてみると、「制裁」とは「法律や規則、また慣習・伝統などの社会的規範に背いた者に対して加えられるこらしめや罰」であるという<sup>12</sup>。それでは、アカウントビリティ研究において言及される「制裁」とは、いったい何を意味するだろうか。

「アカウンタビリティ」はどのように用いられてきたか

アカウンタビリティとの関連で制裁を論じた研究は数多いが、分かりやすく、かつ体系的にまとめたものとして、足立（1976；1994）が挙げられる。彼によれば、プリンシパルの問責に対して納得させられる弁明ができなかった場合、代理人はプリンシパルからの制裁を受けるため、代理人は、これを事前に避けようとして、行動を選択するという。興津（2016：332）によれば、制裁の形は代理人によって異なっており、「官僚や大臣なら罷免・更迭、首相・内閣なら不信任、議員なら選挙による落選」が考えられるという。この場合に想定されるプリンシパルは、官僚や大臣ならば任命権者である大臣や首相であり、首相・内閣ならば議会であり、議員ならば人民（有権者）ということになるだろう。

上に代理人として挙げられた官僚や議員が、制裁を受けることで被る不利益を避けるべく、行動を選択すると考える研究は数多く存在し、ここで一つ一つを取り上げることはかなわない。少なくとも、足立による理解は、40年以上も前に示されたものでありながら、責任と制裁に関する重要な理解であると考えられる。そのことは、実際に西尾（1990）や西尾（1995）、最近では曾我（2013）や今村（2015）などによって参照され続けていることから示唆される。したがって、本研究も、制裁については以上の見解を基本的に踏襲する。

それでは、制裁とは端的に何であろうか。先行研究の用例を概括するに、それは、プリンシパルが自身の意思や要求を実現させるため、行政官に対し、それに反するような行動をとった場合に与える負のインセンティブ、及び、そのような負のインセンティブ<sup>13</sup>をもたらすような制度である。つまり、負のインセンティブを実際に与えることと、それを枠づける制度の、双方を指す概念であるとする<sup>14</sup>。

制裁を負のインセンティブと関連づけるとき、それが指す範囲は、通念上想定される意味よりも広いものとなる。例えば、アカウンタビリティ確保の制度として裁判員制度を検討した鹿毛（2015）は、裁判員制度の導入によって、裁判官が市民たる裁判員に対して十分な説明をしない場合に、不当ないし不本意な量刑や判断が下されてしまう恐れがあると指摘している。これを「制裁」と呼称してしまうことに違和

感のある読者諸兄姉は少なくないだろうが、本研究の定義に従うのであれば、市民に対する十分な説明を行わないという選択に負のインセンティブをもたせる制度だという意味では、紛れもなく「制裁」と呼びうるのである。

さて、このような制裁は、およそ二つの形式で代理人に提示されると考えられる。すなわち、法令や告示等の、規範や標準という形式と、問責に対し十分な応答ができなかった以前の代理人が制裁を受けたという、経験的知識である。当然のことだが、これらは、それが開示された段階では、代理人が制裁を受けることが決定づけられるわけではない。ただ、いわば潜在的な、含意された制裁がありうるだけである。しかし、そのような制裁の可能性が提示されるだけで、代理人の行動は変容を被りうる（北川 2018）。この点は、鹿毛（2015）の裁判員制度に対する説明や、曾我（2015；2016）をはじめとした選挙研究、官僚制研究からも確認されよう。その点では、実際にその制裁が発動したかどうかは関係ないのである。したがって、本研究は、いわば制裁可能性とも呼びうるものも含めて「制裁」と呼び、検討を進めることとする。

#### 4-3. 何が「アカウンタビリティ」を構成するか

本節においては、政治学及び行政学における先行研究のうち、「アカウンタビリティ」に定義を与えたものに着目し、その定義がどのような構成要素から成るものとされているかを検討する。

その構成要素として注目するのは、以上までにまとめた、「応答性」、「回答可能性」および「制裁」である。同様の作業を行った研究として、粕谷・高橋（2015）による先行研究の類型化があり、彼らは(1)「応答性」のみを構成要素として必要とする研究、(2)「制裁」のみを構成要素として必要とする研究、(3)どちらか一方のみで足るとする研究、(4)両者ともに構成要素として必要とする研究の、四類型に整理した。この類型化が、「応答性」と「制裁」の概念について詳細に検討していない点で不十分であることは、2章に既述した。

本節では、彼らの四つの類型化を参考にして、「アカウンタビリティ」の構成要素を検討したい。すなわち、本節の作業は、粕谷・高橋（2015）による類型化

を批判的に援用することで、政治学及び行政学における「アカウンタビリティ」の用法に対し、定義の構成要素の観点から検討するものである。したがって、以下では、粕谷・高橋(2015)が類型化の際に参照した研究である、Philp(2009)、Lindberg(2009)、Fearon(1999)、そしてShedler(1999)を、本研究も参照することになる。

以下では、説明の便宜により、「応答性」のみを構成要素としたもの、「応答性」と「制裁」の双方を構成要素としたもの、「制裁」のみを構成要素としたもの、どちらか一方のみで足るとしたものの順に検討したい。

まず、「応答性」のみを「アカウンタビリティ」の必要条件とした研究にPhilp(2009)が挙げられている。この研究は、「ある個人・組織としてのYが、AのMに関する行為に対して報告、説明、正当化を要求できる場合、AはMに対してアカウンタビリティを有する」と定義した(Philp 2009: 32、訳は引用者)。この説明では、たしかに「制裁」については言及されていない。しかし、この一文が、敏感かつ迅速に求めに応じることとしての「応答性」を意味しているのか、という問題がある。「応答性」の側面がまったくないわけではないが、第一に明示されていることは、市民が説明等を要求できるということであり、本章1節に従えば、むしろ「回答可能性」にあたるのではないかと考えられる。したがって、Philp(2009)による研究は、むしろ、「回答可能性」を「アカウンタビリティ」の構成要素とした研究であるとすべきである。

次に、「応答性」と「制裁」の双方を必要条件と見る研究としては、Lindberg(2009)が挙げられている。曰く、「説明義務を持つ個人または機関(これをAと呼ぶ)が存在し、アカウンタビリティを果たすべき領域(この領域をDと呼ぶ)が存在し、Aが説明を行うべき個人または機関(これをPと呼ぶ)が存在するとき、PはAに対し、Dに関する決定についての説明、正当化、報告を求める権利を有するとともに、AがDに関する決定についての説明、正当化、報告を怠った場合、PはAに対して制裁を加える権利を持つ」としている(Lindberg 2009: 8、訳は引用者)。この場合も、権利に言及する点で、「応答性」ではなく「回答可能性」をその構成要素としていると考える

べきである。

第三に、「制裁」のみを必要条件とする研究の一つとして挙げられていたFearon(1999)によれば、以下の二条件が満たされた場合、AはBに対してアカウンタビリティを有するという。すなわち、第一に、AがBを代表して行動する義務を持ち、第二に、Bが公式な制度または非公式なルールによりAのBを代表する行為に対して賞罰を与えることができる」というものである(Fearon 1999: 55、訳は筆者による)。この場合、Aがエージェント、Bがプリンシパルであると考えられる。たしかに、この定義に従えば、「制裁」なしにはアカウンタビリティは確保できないことになる。しかし、彼の第二条件の表現では、プリンシパルがアカウンタビリティを追求することが「できる」となっている。よって、実は、「回答可能性」をも前提にしていると解すべきではなからうか。すなわち、Fearon(1999)による研究は、「アカウンタビリティ」の構成要素として、「回答可能性」と「制裁」の双方を必要視していると考えられる<sup>15</sup>。

最後に、「応答性」と「制裁」のいずれかを満たせば足るとする研究として、Shedler(1999)が挙げられている。それによれば、「AがBに対してその過去または将来のAの行為や決定を報告する義務があり、また背信行為があったときに処罰される場合、AはBに対してアカウンタビリティを有する」という(Shedler 1999: 17、訳は引用者)。しかし、その他の箇所を確認すると、「政治的アカウンタビリティは情報の次元と説明の局面のみならず、強制の要素をも含む」とし、「最終的には処罰する(eventually punish)」要素を強調する(Shedler 1999: 15、訳は引用者)。この認識は、むしろ前述した足立(1976; 1994)に親近であると考えられる。この場合、説明のみが求められる局面でも、制裁可能性は暗示されているのではないかと考えられる。したがって、実際のところShedler(1999)は、制裁の局面の前段階に「回答可能性」を認める点で、双方から成ると認識しているのではないだろうか。

以上、粕谷・高橋(2015)による整理を、筆者なりに再構成しながら、「アカウンタビリティ」の構成要素について検討した。小括すると、「アカウンタビリティ」は、第一に、「回答可能性」を必要条件とする

「アカウンタビリティ」はどのように用いられてきたか

といえよう。その上で、「制裁」が必要か否かは論者により異なるが、基本的には必要条件だと考える研究が多いことがわかる。粕谷・高橋(2015)による整理との相違は、必要条件として「応答性」ではなく「回答可能性」を析出した点と、類型を四つから二つに纏めた点である。

さて、政治学及び行政学における「アカウンタビリティ」の用法が、「回答可能性」を構成要素としていることはわかったが、類似概念とされる「レスポンシビリティ」や「透明性」も同様ののだろうか。それとも、それらとは構成要素が異なるのだろうか。この点について、本節の最後に触れておこう。

まず、2章で述べたように、「アカウンタビリティ」と「レスポンシビリティ」を外在的責任か内在的責任かで分けることは、もはや難しい。どちらにせよ委任者である民衆は想定されるし、内外の境界をどこで引くかという問題もあるからである。そこで、本研究は、「応答性 (responsiveness)」により構成される責任概念を「レスポンシビリティ」とし、「回答可能性 (answerability)」により構成される責任概念を「アカウンタビリティ」として、両者を区別できるのではないかと提案する。

この場合、ある主体が市民に求めに対して敏感であり、迅速かつ従順に応答すること(応答性)が、規範的に要請されるような責任概念が、「レスポンシビリティ」にあたることになる。一方で、ある主体が説明や報告の義務を負うだけでなく、市民の側がある主体に対して問責する権利や能力があること(回答可能性)という状況下で要請される責任概念が、「アカウンタビリティ」にあたることになる。つまり、「レスポンシビリティ」とは、あくまで行政官の自律的な応答を求める責任概念である一方、「アカウンタビリティ」は、市民の側の権利と能力に関わって追及される責任概念であることになる。このような理解は、2章で概観した先行研究の課題や、3章で概観したFriedrich(1940/1978)やFiner(1941/1978)による議論にも沿って、一定程度妥当なものではないかと考える<sup>16</sup>。

また、「透明性」も、「アカウンタビリティ」の類似概念と指摘されているが、両者はいかにして区別できるだろうか。北川(2018:145)は、透明性の確保

を「行政が法の解釈、裁量行使の基準、および予算の執行状況だけでなく、行政の活動量または政策効果などについて公表すること」と定義した上で、これがプリンシパルたる市民や政治家のリソースとして重要であると述べる。これは、本研究の整理に照らせば、透明性の確保によって、プリンシパルが行政に対しアカウンタビリティを追及できるようになると考えれば、ある種の「回答可能性」であるということさえできよう。実際、Birkinshaw(2006)のように、透明性(transparency)そのものが人権である可能性について論じている。

ただし、北川(2018)もいうように、透明性が確保されているからといって、「アカウンタビリティ」が自ずから確保されるわけではない。山谷(1997;2006)が「アカウンタビリティのジレンマ」と呼んで指摘するように、代理人に十分なリソースがなければ、透明性の確保にリソースが割かれることで、むしろ回答することが難しくなるからである。そうだとすれば、Fox(2007)が言うように、どの程度の透明性を実現すればよいかについても、本来であれば議論の必要がある。以上に鑑み、反射的に「回答可能性」を捉えると、これは一義的には市民の側の権利に関するものであるが、回答が可能となるような、行政の側の条件整備をも含意するものとして捉えるべきであろう。アカウンタビリティは、そうした条件が伴ってはじめて、成立するものであり、それに伴って、「回答可能性」についても、そうした条件についての射程を入れて用いるべき概念であるといえよう。

#### 4-4. 小括

以上、「アカウンタビリティ」の構成要素について検討した。本節はこれらを小括し、当該学問領域における用法を描出した。

まず、従来のアカウンタビリティ研究において用いられてきた「応答性」、「回答可能性」及び「制裁」の用法を、1節及び2節で検討した。これによって、まず、「応答性」とは、ある主体が市民の求めに対して敏感であり、迅速かつ従順に応答することを意味する語であると指摘した。また、「回答可能性」とは、ある主体が説明や報告の義務を負うだけでなく、市民の側がある主体に対して問責する権利や能力があ

ることを意味する語であると判断した。また、プリンシパルが自身の意思や要求を実現させるため、行政官が意に反する行動をとった場合に実際に不利益を与えたり、そのような行動を取ることに負のインセンティブをもたらすような制度が用意されていたりすることをもって、「制裁」という語が用いられてきたことがわかった。

その上で、3節において、先行研究における「アカウントビリティ」の用法の構成要素を検討した。これによって、「アカウントビリティ」に、「回答可能性」が構成要素として観念されていることがわかった。また、「制裁」は、定義に必要な要素か否かは論者によって分かれるが、多くの場合は必要視されているということがわかった。

## 5. 教育行政・学校経営研究における用法—構成要素とエージェントに着目して—

本章では教育学研究における「アカウントビリティ」の用法を検討する。本章は、以下の構成をとる。

まず、1節では、教育行政・学校経営研究において、アカウントビリティがどのような研究によって論じられてきたかを概観する。これは、2節の作業に向けた準備に該当する。

次に、2節において、前章でとりあげた「応答性」、「回答可能性」といった概念を援用し、教育行政・学校経営研究における「アカウントビリティ」の用例を検討する。前章において、「アカウントビリティ」の定義を構成するとしたはずのこれらを、本章が用例の検討に用いるのは、端的に言って、教育行政・学校経営研究において、「アカウントビリティ」が正面から定義された例が僅少であることによる。また、同時に、エージェントの観点からも、「アカウントビリティ」の用例について検討する。

最後に、3節において、本章を総括する。

### 5-1. 教育行政・学校経営研究における用法の概観

教育行政・学校経営学におけるアカウントビリティ研究を概観するに、アカウントビリティに批判的な研究は数多い。管見の限り、これらを分類すると(1) 学校・教師に、責任を負うに足るほどの裁量や自律性

が認められていないとし、アカウントビリティの追及に限界があることを指摘する研究、(2) 児童・生徒本人や保護者及び地域も、教育の結果や条件等を左右しうることを指摘し、学校及び教師のみにそれらを帰責することが妥当ではないと論じる研究、(3) 既存の研究で用いられた枠組を援用し、それを日本の学校にあてはめて考えた場合の示唆と限界を検討する研究、及び(4) 具体的な政策・施策を事例に取り、その実態把握に重点を置く研究が確認された。もちろん、以上の類別は排反ではなく、複数にまたがる研究も一定程度存在するが、便宜上このように分け、以下、それぞれについて検討する。

第一の研究として、まず露口(1995)が挙げられる。彼は、現状の日本の教師が官僚制の成員としての役割を担うことを期待されていることで、必要な権限や自律性が認められず、それにより教師個人のレベルにアカウントビリティが求められてこなかったと説明する。この主張は、権限や自律性のない主体にアカウントビリティを追及するのは、そもそも不自然であると考えることによるものである。同様の研究として水本(2000)は、責任を問う場合、決定すなわち行為の選択を何者かに帰属させ、その主体が決定を行ったものとみなす必要があると指摘した上で、そのようにみなすだけの裁量が教師に認められていないこと、及び、これを判断するためのスタンダードが準備されていないことを指摘した。

第二の研究としては、浦野(2000)が真っ先に挙げられる。彼は、情報の公開・開示はもちろん、教職員と子ども、保護者、住民との双方向のコミュニケーションが必要であるとしながらも、「子供の成長については子供本人の自覚や努力、家庭や親(その延長としての地域や住民)のありよう、教師の働きかけのそれぞれが、比喩的にいって3分の1ずつの責任を負っていると考えべき」と述べ、学校・教師のみに成果等を帰責するような議論に警鐘を鳴らしている(浦野2000:16)。他にも、山下(2012)は、「アカウントビリティ」を、本来は教育専門家の独善を批判的に捉えるための概念であったものが、学力向上を掲げ教育者の自覚的改善を強く求める中で、彼らの統御下にある要素/ない要素を厳密に判別せず包括的責任を追及するための概念と化したと述べ、誤用され

「アカウンタビリティ」はどのように用いられてきたか

ていると指摘した。その上で、結果として、例えば、児童・生徒の学力には、学校・教師以外にも、社会経済的背景等の変数が作用しているにもかかわらず、教育においてアカウンタビリティが必要とだと主張されるとき、そうしたこと自体を問い直すことが忘れ去られてしまっていると批判する。

第三の研究には、行政責任論や「アカウンタビリティ」の類型論における枠組を援用したり、これを自身で作成したりするものが多い。高見（1982）、小松（1983）、露口（1995）、高野（1999）、沖（2000）、Elmore（2004=2006）、平田（2008；2009）、三浦（2019）など、多数が存在する。

例えば、3章で言及した平田（2008；2009）によれば、アカウンタビリティを追及する主体は多岐にわたるが、同時に、アカウンタビリティを追及するプリンシパルとして認められるには、どの程度その決定に対して直接かつ正当な利益があるかによって判断される余地があると指摘する。このような研究では、アカウンタビリティが追及される事態をある程度前提とした上で、いついかなる時にいかなる主体も追及できるわけではないことを指摘するものが多く、アカウンタビリティは、「個別具体的なケースに即して判断されなければならない」ものとされる（平田2008：94）。

他にも、Elmore（2004=2006）や三浦（2019）においては、アカウンタビリティが、教職員同士の協働や教師個人の責任感覚によってこそ補完され、実効化すると論じられている。このように、外部のアカウンタビリティそのものを否定するというよりは、学校の自主的・自律的な応答がアカウンタビリティを支えることを強調することで、従来のアカウンタビリティに関する議論の問題点を指摘する研究も一定程度ある。

第四の研究は、そのほとんどが、政府等の文書における用法に対して特に考察を加えず、そのままの意味で「アカウンタビリティ」を用いている。そこで言及される政策としては、国内の各種評価制度や（山本2003、松井2009、鈴木2014など）、保護者及び住民の学校参加（仲田2010；2011；2015など）が多い。また、海外事例の研究を行うものも相当数が存在する（岩永1990、諸橋2003、濱本2005、大桃ほか2016

など）。このタイプの研究は、一部の例外を除き、アカウンタビリティを理論的に検討するというよりも、その確保が理念として言及される諸政策の実態を把握し、その実践的な課題を明らかにしようと努めるものが多い。ここで言及される「アカウンタビリティ」は、教育の成果に関するものであることが多い。また、透明性の向上という観点から、教員評価、学校評価等の評価制度や、学校参加のための諸制度、あるいは学力テストの公表の有無等も往々にして言及される。以上のような研究では、アカウンタビリティと関連づけて正当化されることがある諸制度について、その問題点を指摘する傾向が確認される。特に、これらの制度が「不適格」な学校・教師に対する懲罰を含意する形で行われることを批判する研究も数多い。

以上、教育行政・学校経営研究におけるアカウンタビリティが、どのような研究において論じられるかを確認した。次節では、いよいよ「アカウンタビリティ」の用法の描出に入りたい。

## 5-2. 教育行政・学校経営研究における用法の描出—構成要素とエージェントに着目して—

本節では、以上の概観をもとに、「アカウンタビリティ」の用法を検討する。この分野においては、「アカウンタビリティ」を明示的に定義したものは多くなく、あるとしても、政治学及び行政学における先行研究の記述を引用することとどまることがほとんどである。よって、前章では定義を構成する要素として挙げた「応答性」と「回答可能性」を、本章では用例を検討するための思考材料として用いる。この作業によって、教育行政・学校経営研究における「アカウンタビリティ」の用法を描出することが、本節の目的である。

前節で述べたことは以下のように要約できる。

まず、学校・教師に責任が求められた際に、その責任事項が学校・教師の統御下にあるかどうかは分からない。当然、一般の行政活動と同様に、学校・教師も政策によって規定される。一般の行政サービスにおいては、情報の非対称性においても、また合规性や成果等に対する影響力も、市民に対して行政が明らかに優位に立つだろう。ある行政活動の過程や結果が、市民によって大きく左右されることはあまりな

い。しかしながら、教育においては、この関係が成り立つとは限らない。むしろ、児童・生徒本人や保護者の性向、社会経済的背景による影響を受けるし、彼らの方が情報をより有する場合も多かろう<sup>17</sup>。

したがって、よりマクロの政策や児童・生徒本人や保護者に責任を帰せられる場合が当然想定される状況のもと、本当に学校・教師の統御下にあるかもわからない事項についてアカウントビリティが追及された場合、明らかに、その妥当性は容易に判断できるものではない。その結果、子どもの教育に関する最終的な責任を学校や教師に帰するか、それとも家庭に帰するかという「帰責ゲーム」(水本2000:26)が開始される恐れがあるとさえ指摘される。ここまでを集約した主張を、以下(a)と呼ぶ。

以上より、仮に、一定程度を学校・教師に帰責できるとしても、学校や教師にアカウントビリティを求められるか否かは個別に判断されるものであり、一概に言えることではない。また、仮に、アカウントビリティが重要だとしても、これが実効化するには、学校や教師が自主的・自律的に応答しようとする意識が不可欠である。この段落で集約した主張を、以下(b)と呼ぶ。

以上における(b)を、前章までに言及した「応答性」と「回答可能性」の観点から捉え返すと、「回答可能性」がそもそも成り立つか否かについては、個別に判断する必要があり、仮にそれが成り立つとしても、同時に「応答性」が必要となると考えていることになる<sup>18</sup>。

このことを受けてか、実際に、従来のアカウントビリティとは異なるオルタナティブを構想する研究も存在する。専門職アカウントビリティを提唱する研究は、その代表例であろう。その一つであるDarling-Hammond(1989)は、アカウントビリティに五つのモデルがあるとした上で、専門職アカウントビリティ(professional accountability)の可能性について検討し、理論的にはそれが、官僚的アカウントビリティ(bureaucratic accountability)や法的アカウントビリティ(legal accountability)よりもクライアントの要請に応えることができると述べている。また、そのための専門職アカウントビリティの条件の一つとして、外部からの規制に対する自律性が必要であると述べて

いる。

「応答性」と「回答可能性」に即して考察すれば、これは、外部者が問責する権能や余地を持たせるよりも、自律的にクライアントの要請に応えることを重視していると解しうる。言い換えれば、「回答可能性」よりも「応答性」を重視しているといえることができる。この場合、むしろ専門職アカウントビリティを構成するものは、「回答可能性」ではなく「応答性」であるということになる<sup>19</sup>。このことは、教育行政・学校経営研究における「アカウントビリティ」の用法として、特筆しておくべき点であろう<sup>20</sup>。

それでは、先述の(a)については、いかにして解釈すればよいだろうか。筆者は、これをエージェントの観点から捉え返すことができると考える。すなわち、(a)は、ある人物や機関が、その責任事項に関するエージェントであるか否かが容易には判断できないことを指摘しているといえよう。(b)の指摘は、これによって「回答可能性」が成立しないのではないかと疑うが故のものであると解することができる。すなわち、(a)において述べられていることは、エージェントの不確実性が高いために生じることであり、それによって、(b)のような「回答可能性」への疑義が指摘されていると考えることができるのではないかと。

このような意味でのエージェントの不確実性は、それだけを見れば、教育行政・学校経営研究に通暁する人々には、今さら言うまでもないことのように思われるだろう。以上に挙げた研究によらずとも、教育行政は典型的な融合関係にあるとされ、責任主体が明確ではないことが、かねがね指摘されてきた(青木2010)。しかしながら、エージェントの不確実性は、以上のように、直接的に指摘されているだけではない。以下に指摘するのは、一部の教育行政・学校経営研究においては既に言及されながら、以上に挙げたアカウントビリティ研究においては指摘されてこなかった問題であり、そして、本人・代理人関係という前提を捉え返すことで、より根元的に、エージェントの不確実性を論じることのできる視点を提供するのである。

それは、すなわち、エージェントにあたる主体が、状況に応じてはプリンシパルにさえなりうるという

「アカウンタビリティ」はどのように用いられてきたか

問題である。例えば、子ども・保護者と学校・教師との関係においては、先述の研究などが指摘したように、学力等の成果に対する責任を、本当に学校・教師に帰せられるかは明確ではない（露口 1995；水本 2000；浦野 2000；山下 2012）。また、子どもの学力向上を目標とする場合、むしろ学校・教師の側から、保護者に対して、自宅学習の喚起とサポートが要請される場合があることも指摘されている（仲田 2011；2015）。さらに、政府と学校・教師との関係においても、同様に、エージェントかプリンシパルかが容易に判別できない状況が指摘されている。すなわち、官僚制組織における本人・代理人関係と、代議制における本人・代理人関係が反転関係にあることで、ディレンマが生じる可能性が指摘されている。このことを直接的に指摘した Moe (2006) は、教員をはじめとした公務員が集団や組合を形成する場合、選挙を通じて、本来は彼らにとってのプリンシパルにあたるはずの政治家をコントロールするようになると指摘した。しかし、これは、当のディレンマの一面的な見方に過ぎない。逆に、官僚制組織の末端に位置づく学校・教師が、政策やそれが持つインセンティブ構造に水路づけられる形で、その統制を内面化する場合、選挙や審議会においても、専門性・自律性に基づいた政策反映が難しくなる可能性もある。このような、規範の内面化を通じて行動が政策に水路づけられることを指摘した研究として、教育学に関連して論じたものでは、performativity という言葉を鍵概念として分析した Ball (2012) が挙げられ、一般の行政領域において検討したものとしては毎熊 (2002) が存在する<sup>21</sup>。

すなわち、「ある主体に対して帰責できるか否かが容易には判断できない」という意味においてのみならず、「各主体がプリンシパルにもエージェントにもなりうるため、ある場面において誰がエージェントにあたるのが容易に判断できない」という意味においてさえも、エージェントの不確実性が高いと言えるのではないか。

### 5-3. 小括

以上、教育行政・学校経営研究における「アカウンタビリティ」の用法について、構成要素と用例の双方から検討してきた。これによって、教育行政・学校経

営研究における「アカウンタビリティ」の用法においては、むしろ「回答可能性」だけではなく、「応答性」が構成要素とされる場合があることがわかった。さらに、その背景に、エージェントの不確実性の高さに対する認識があるのではないかと指摘した。以上は、教育行政・学校経営研究における「アカウンタビリティ」の用法として挙げられるのではないか。

## 6. まとめ

本章は本研究の結論部にあたる。1 節では、3 章から 5 章を総括し、「アカウンタビリティ」の用法を整理するという本研究の目的に答える。次に、2 節では、本研究の課題と取り残された様々な論点を指摘する。また、本研究から派生して考えるべき論点についても同時に指摘する。以上を経て、3 節に結語を述べる。

### 6-1. 「アカウンタビリティ」の用法の概括

ここにおいて、3 章から 5 章で検討した内容を概括しよう。

まず、3 章において、プリンシパルの観点から「アカウンタビリティ」の用例を検討した。それによって、会計学、経済学及び経営学における「アカウンタビリティ」の用法においては、ある人物や機関がプリンシパルにあたるか否かを容易に判断できるという意味で、プリンシパルの不確実性が低いものと考えられていることを指摘した。それに対して、政治学及び行政学と、教育行政・学校経営研究においては、その判断が容易につかないという意味で、プリンシパルの不確実性が高いものと認識されていることを指摘した。なお、3 章の最後では、プリンシパルの不確実性が、学術分野ごとの差異を考察する上でも重要でありうる点について、不完全ながら触れている。

3 章からは、政治学及び行政学における用法と、教育行政・学校経営研究におけるそれが、プリンシパルの観点では親近であると考えられることができる。しかし、それのみをもって、両者で用いられる「アカウンタビリティ」の用法を一括りにするわけにはいかない。よって、政治学及び行政学における「アカウンタビリティ」の用法を 4 章で、教育行政・学校経営研究におけるそれを 5 章でそれぞれ検討した。

4章においては、「アカウンタビリティ」の構成要素の観点から、その用法を検討した。まず、「アカウンタビリティ」の構成要素として先行研究においても指摘されてきた「応答性」、「回答可能性」及び「制裁」について検討し、それぞれの用例をまとめ上げることで、それぞれの意味内容をさしあたり確認した。次に、「アカウンタビリティ」の定義を行なった先行研究に着目し、これらが「応答性」、「回答可能性」及び「制裁」のうち、何を「アカウンタビリティ」に必要な要素としているのかという点を検討した。その結果、政治学及び行政学における「アカウンタビリティ」は、「回答可能性」を構成要素とし、「制裁」は、必要な条件として含むものが多数を占めた。また、一方の「応答性」を構成要素とするものとしては、「レスポンスビリティ」が考えられうることを提案した。

5章においては、教育行政・学校経営研究における「アカウンタビリティ」の用法を検討した。それによって、教育行政・学校経営研究における「アカウンタビリティ」の用法については、「回答可能性」よりも「応答性」を重視する傾向にあった。また、「回答可能性」に基づく「アカウンタビリティ」に対して、批判的な見解が多いのは、前提として、エージェントの不確実性が高いと認識されているからではないかと指摘した。ここでエージェントの不確実性とは、第一に、ある人物や機関がエージェントに該当するか否かを容易には判断できないということであり、第二に、各主体がプリンシパルともエージェントともなるため、個別の場面である主体がプリンシパルにあたるのかエージェントにあたるのかは容易に判断できないということであった。

本研究の成果としては、「アカウンタビリティ」の用法について、分野ごとに簡潔に整理したことが挙げられる。まず、会計学、経済学及び経営学における「アカウンタビリティ」の用法と、政治学・行政学及び教育行政・学校経営研究におけるそれとは、傾向として、プリンシパルの不確実性を低いものと捉えるか、それとも高いものと捉えるかという点において異なっていた。また、後者のうち、さらに政治学及び行政学における用法と、教育行政・学校経営におけるそれとは、傾向として、「回答可能性」のみを構成要素とするか、場合によって「応答性」も構成要素とし

て考えるかという点において異なっていた。また、そうでなくとも、教育行政・学校経営研究における用法において、エージェントについてもその不確実性を高いものと捉えている可能性があることを指摘した。

## 6-2. 課題と今後の展望

### 6-2-1. 本研究の問題点

まず、方法論や分析枠組みの面で、非常に大きな課題が取り残されている。たしかに2章で視座を設定してはいるが、これは具体的な方法論に則するというのではなく、以下の作業内容と、その作業にあたって筆者がどのように論じたかという思考プロセスを開陳したに過ぎない。よって、これまで幾度となく「明らかにした」という表現を用いたが、このような方法で本当に「明らか」になったかどうかは、疑問符がつく場面も多かったように思う。本研究は、客観性を担保するのに有用な種々の方法論にまったく依拠せずに論を構成した。さらに、先行研究の選択、その解釈、及びその後の一連の議論に至るまで、恣意と飛躍の可能性を排除できない設計となってしまうている。資料の選択にあたってはなるべく代表性を担保するため、教科書やその分野の代表的研究を探し、そこで引用される研究を探るといった形で放射的に渉獵した。しかし、それによってどこまで以上の問題を避けられるかは明らかではない。

以上のように、現段階では、本研究が本当に採用すべき方法論、分析枠組みについてすら、議論の余地がある。さしあたって、斎藤・石井(2011)が自身をその入門書であるとするところの語彙論や、Austin(1962=2019)による言語行為論に依拠する研究の可能性を指摘しておく。特に、後者は、5章で少し触れたBall(2012)が分析概念とした、*performativity*という概念を初めて提示した研究である。

以上の方法論の問題の他に、本研究の主題とも関わる重要な論点でありながら、様々な理由によって、本文中で考察することを断念したものが複数ある。以下、これらを取り上げたい。

まず、本研究はレスポンスビリティについて、4章において、「応答性」を構成要素としている可能性があるとして述べたが、これは少々不正確な記述となっている可能性が大いにあった。「レスポンスビリティ」

「アカウントビリティ」はどのように用いられてきたか

を、Friedrich (1940/1978; 1960) の重視した自律的責任と等閑視して用いる場合、この概念は、行政官が市民の要求に対して自律的に迅速な応答をする場合と、自身の専門性によって応答する場合とを、ともに意味として含み持つことになる。しかし、この両者の視点を突き詰めれば、前者はポピュリズムに漸近し、後者は専門性の独善を招きかねないため、本来はさらなる区別を必要とするのである。中立的コンピテンシー (neutral competency) と応答的コンピテンシー (responsive competency) を分けて論じる Aberback and Rockman (1994) は、まさにこの点に関する議論である。なお、本研究が5章において、専門職アカウントビリティが「応答性」も重視すると述べたことについては、「レスポンスビリティ」や「応答性」が併せ持つ、以上のポピュリスティックな側面と専門性重視の側面に照らし、むしろ妥当な指摘だったのではないかと筆者は考えている。こうした点を重視する姿勢については、市川 (1976) などによって批判にも晒されるところの、「教師の教育の自由」をめぐる議論をはじめ、一定程度の蓄積が存在する。

また、本研究は本人・代理人関係に依拠して、議論を進めてきた。その中では、プリンシパルとエージェントが時に対立しうることを前提視して論じるきらいがあったらう。これは、エージェンシー理論に親近な発想であるが、経営学においては、これに対するオルタナティブとして、スチュワードシップ理論なるものが存在する。この理論で論じられる「スチュワードシップ」は、本文中で述べた、会計学における受託責任を指す「スチュワードシップ」とは、まったく別の概念である。北川 (2015) によれば、エージェンシー理論においては、経済合理的に行動する人間が想定される一方、スチュワードシップ理論においては、自己の潜在能力を最大限に発揮する人間が想定されているという。前者におけるアクターの行動パターンは利己的で機会主義的なのに対し、後者におけるアクターの行動パターンは集産主義的で組織主義的なものと理解される。組織をどちらによって理解するかで、例えば、外発的動機付けと内発的動機付けのいずれを重視するかが異なる上、経営理念もコントロール型か参加型かに分けられるという。この議論は、北川 (2015) も指摘する通り、畢竟、囚人の

ジレンマを含めた問題系を取り扱うことになる。

ここまで述べてきたものは、本文中で扱いきれずに取り残した論点のうち、本研究の目的からして後回しにせざるを得なかったものである。これに対し、以下に述べるのは、取り残した論点のうち、問題意識に照らせば本来触れるべきであったにもかかわらず、本文中で論じることを断念したものである。

本研究は、5章において、学校・教師の統御下にあるかも分からないものについてアカウントビリティが追及されることが、先行研究において懸念されてきたと記した。さらに、これを、教育行政・学校経営研究における「アカウントビリティ」の用法として特筆した。しかし、この点は、学校・教師にとどまらず、一般的な第一線職員でも同様に考えることができるはずである。

また、同じく5章において、Moe (2006) などをもとに、教育行政・学校経営研究における「アカウントビリティ」の用法の背景に、プリンシパルとエージェントの反転が認識されているのではないかと論じた。しかし、これはまさにMoe (2006) 自身が言うように、彼は、あくまで、公務員が集団をなすことで政治家をコントロールしうることの一例として、教員集団を取り上げたに過ぎない。この意味で、何も教育行政・学校経営研究に限った話ではないはずである。日本においていえば、国労(国鉄労働組合)や昔の全通(全通信労働組合)などは同様の存在であったかもしれないし、それらの後進にあたる労働組合について、現在でも同様の指摘が当てはまる可能性は大いにある。

さらに、専門職アカウントビリティも同様であって、山本 (2013) は専門職アカウントビリティの代表例として、医師や弁護士、会計士を挙げている。また、医師に対し、従来の意味においてアカウントビリティを追及することに懸念を表明した具体的な研究としては、Dekker (2007=2009) が挙げられる。よって、これを教育行政・学校経営研究のみに当てはまる「アカウントビリティ」の用法であると断言することは不可能である。

そもそも、本稿の分析は各学問分野における専門性を所与としているが、これが構築される過程について、社会学、政治過程研究、行政学等から検討する

研究も蓄積してきている(たとえば Fournier 1999; 藤垣 2003; 橋本 2015; 若林 2019)。たとえば、以上の知見をもとに、各分野の歴史的な経緯を分析することで、なぜプリンシパルとエージェントの不確定性をめぐる語りが、そのようなものになったのかを明らかにすることができたかもしれない。しかしながら、本研究はこのような知見さえ踏まえていない。

以上はいずれも、本研究が教育行政・学校経営研究における「アカウントビリティ」の用法として特筆した内容に対する、一種の反論にあたるだろう。それはいずれも、それが他分野にも見られるということを経由し、それを教育行政・学校経営研究の、ある種の特徴として取り上げることに懐疑を示すものである。しかしながら、学術分野間の比較と差異の論証は、以上に述べた方法の問題もあって、もとより不可能であり、したがって本研究でもこれを試みたつもりはない。本研究は、教育行政・学校経営研究における「アカウントビリティ」の用法を、独立に抽出するにとどまるものである。よって、他の行政領域の実態の如何は、別の次元の議論に立ち入ってしまうと考え、本文中では取り扱うことができなかった。

本文中で触れた、プリンシパルやエージェントの不確定性は、しばしば、学術分野間の差異を示すかのように述べられていたかと思う。実際、筆者も、学術分野がそれぞれ有する前提を念頭において、これらについて紙幅を割いてきた。特に、3章4節及び5章2節は、これに関する記述が大半を占めている。しかし、以上に繰り返したように、本研究はそのような差異を明らかにすることができるような設計をとることができていない。3章4節及び5章2節は、甚だ不完全ながら、今後の展望を意識して、あえて本文中に盛り込んだものである。

以上が論点として取り残されることとなった直接的な理由は、すべて、筆者の計画性の無さや、能力面での著しい制約に帰せられる。今後の研究課題としたい。

## 6-2-2. 取り残した論点と今後の展望

ここでは、以上のような本研究に内在する問題ではなく、(おそらくは)本研究の外にある論点について取り上げる。ここでは、そもそも射程の外に置いた

問題の他、本研究から派生する形で生じた論点を取り上げる。以下、やや雑多になってしまった感はあるが、それぞれ羅列してみよう。

まず、広く責任概念まで射程を広げて論じる可能性も、当然あっただろう。この場合、法学、哲学、倫理学及び社会心理学において論じられる知見を参照することになったはずである。本研究は、以上の議論を本文中で参照することはなかった。これらに触れなかった理由は、端的に、本研究の目的に照らして必要がないと考えたからであるが、これらの研究も重要である。

第一、責任能力や自由意思に対して懐疑的な立場をとる研究が一定程度存在する。端的にこれに触れる例を挙げれば、盛山(2006)が挙げられよう。また、例えば、中動態という古くに存在した文法に注目し、法学をはじめとした学問が前提に置く「意思」と「責任」に懐疑的な姿勢を示したものとして、國分(2017)が存在する。これらは、本研究に照らせば、「応答性」や「回答可能性」がさらに前提としている、自由意思と責任能力を問うものであり、非常に興味深い。

類似する点に対し、別様の方向から疑義を呈するものとして、社会心理学分野から、小坂井(2008)を挙げておこう。彼は、人間が生物であり、社会環境により絶えず影響を受けるという事実をもとに考察を発し、人間の自由意志や責任能力を合理的に導くことはできないと結論づける。加えて、これらの概念は近代以降、因果律に基づき責任を問うために提示されたものだと述べ、その限界を指摘する。その上で、彼は、社会ないし共同体の秩序が破られた際に引き起こる感情的反応を鎮めるために、犯罪を象徴するシンボルとして責任者が選ばれ、このシンボルが破壊される儀式、すなわち刑罰を通じて、共同体の秩序が回復されると述べた。つまり、社会ないし共同体の成員たる人々の感情的反応が、責任を定立するということであり、この場合は責任と刑罰は表裏一体であることになる。アカウントビリティに関する議論に多少強引に当てはめて考えれば、人は、アカウントビリティを追求する際に、制裁を行うことを前提としている、とでも言えようか。そうであるならば、そもそも誰に帰責できるか分からない場合は、ある主体に責任を追及しようとする自体にリスクが伴

「アカウンタビリティ」はどのように用いられてきたか

うため、教育行政・学校経営研究がアカウンタビリティに否定的であるのも理解しやすくなるのかもしれない。この指摘は筆者の知的好奇心をくすぐってやまないが、本文中ではもちろん扱いて得なかった。

社会心理学において興味深い研究として、他に、政治的決定や行政による執行の評価と関連して、手続き的公正知覚の要因と効果を明らかにしようとする、一群の研究が存在する（たとえば Tetlock 1985；今在 2012）。足立（1976；1994）において、責任の四局面が完了するか否かは、エージェントの判断を待たねばならなかった。今在らの研究は、代理人からなされた説得にプリンシパルが納得するかどうかを重視し、これを行政責任論とはまったく異なる方法によってアプローチするものだと言える。

また、法学や倫理学の観点から、法的責任や社会的責任と時間との関係に着目する佐藤（2016）や Jonas（1979=2000）なども興味深い。時間の問題というのは、たいへん厄介である。例えば粕谷・高橋（2015：2）は、「A は、B に対してその過去または将来の活動について説明する義務があるとき、B に対してアカウンタビリティを有する」とした。これは一見、時間という射程を考慮に入れているように見えるが、不十分である。なぜならば、この指摘は、あくまで責任事項が時間幅を持つことを言っているのに過ぎないからである。これに対して、佐藤（2016）や Jonas（1979=2000）が論じるのは、責任主体が時間軸上の異なる地点にある場合を指している。例えば、ある企業の作為の結果として生じた環境汚染により、数世代を経て、被害を被った人々がいたとする。このとき、彼らは、誰にその責任を追及すればよいのだろうか。人権という観点からすれば、彼らが誰かに責任を追及する権利や余地そのものは認められて然るべきであろう。しかし、やはり責任を問おうにも、当時のその企業の責任者がすでに亡くなっている等して、責任を直接に問うことができない場合がある。このような場合の責任原理について考察したのが、彼らであった。

教育に関するあらゆる問題を扱う教育学分野において、この点は考えざるを得ないだろう。なぜならば、「子ども」がまさに、そのような存在だからである。彼らは、今の時点では、他者に責任を追及する能力を

持たない。そのような子ども時代の何がしかについて、大人になってから他者に責任を問おうとしても、責任主体が不在であることがありうる。教育行政・学校経営研究において責任の問題を考える場合、本来であれば、この点を考慮に入れる必要がある。

この問題を、本研究に関わる形で引き受ければ、教育行政・学校経営において究極的なプリンシパルであるはずの「子ども」をどのように捉えるかという問題だと換言することができる。5章において、本研究は「帰責ゲーム」と呼ばれる事態に触れたが、「子ども」を究極的なプリンシパルとする場合、この「帰責ゲーム」は、どちらがプリンシパルでどちらがエージェントなのか判断できないというよりも、「子ども」のエージェント間の責任の擦り合いと解されることになるだろう。また、「子ども」の利益をお題目に掲げて、政府と学校・教師が衝突することも多いことが想像され、ここでも「帰責ゲーム」が生じる可能性がある。「国家の教育権」と「国民の教育権」との間の論争をここで想起してもよからう。

「子ども」という問題のきわめて厄介な点は、先ほども述べたように、彼／彼女らが、今この時点でプリンシパルとして振る舞う能力を持ち得ないという点にある。よって、以上に挙げたような、どちらがプリンシパルでどちらがエージェントなのか分からない状態は、分からないまま長期にわたり放置されることになる。以上に述べた時間の問題は、ここにおいて生じることとなる。

このようなことから、「子ども」の存在に鑑みることにより、なおいっそう、教育行政・学校経営研究における「アカウンタビリティ」の用法において、プリンシパルとエージェントの不確定性の高さが問題となることがわかるだろう。この点は、今後の研究課題として興味深い。しかし、以上は、あくまで「アカウンタビリティ」の用法の検討に徹するのであれば、本文中で述べることを回避せざるを得なかった。

最後に、責任概念については、類似概念として「応答責任」や「応答可能性」を論じる研究がある。これについては瀧川（2003）のほか、教育学においても一定程度の蓄積が存在するが、この研究領域においては、そもそも、内発的かつ自律的なものに耳を傾けることをもって、本来の意味で責任を引き受けるこ

とができるとみなしている。それどころか、外的な基準に基づき行為を選択することは、真の意味で責任を引き受けてはいないものとみなす研究さえある(田中 2017; 岸本 2018)。これらは、さすがに、そのほかの責任概念の研究とも一線を画すため、これらを本論中に取り上げることがなかった。しかしながら、それぞれ興味深い知見を提供すると思われ、今後の研究の発展を待ちたいところである。

### 6-3. 結語

本研究は、「アカウンタビリティ」という、複数の専門分野にまたがる言葉の用法を整理・検討した。また、これを通して、学術分野ごとの特徴も透けて見えてくるのではないかとのおさやかな期待から、ここまで論じてきた。この問題について、どこまでまともに論じられたかは、読者の抱く感想に委ねたい。

このような、本来学際的であるはずの術語を取り扱う場合、自身が依って立つ学問領域における諸々を、無意識のうちに前提としてしまっていないか、常に確認する必要がある。なぜならば、問題の立て方や語彙、あるいは研究方法は、当該専門分野に属する研究者の査読という行為と、それにより形成される「妥当性境界」により構築されるからである(藤垣 2003: 31)。だとすれば、「アカウンタビリティ」という語を対象として研究を行う場合、自身が立つ学問分野を所与のものとし、視点を、場合によっては必要となるのではないかと Foucault (1969=2012: 14) の言を借りれば、「一つの概念の歴史が、(中略) その概念が構成され有効性を持つ多様な領野の歴史でもあり、相次いで登場するその使用規則の歴史でもあり、それが練り上げられて完成に至るまでの多数多様の理論的な場の歴史でもある」のだから、そのような概念を分析する場合も、それが練り上げられてきた理論的な場をまたいで考察せざるを得ないだろう。もし、他のジャーナル共同体との用法や位置づけの差異に関心を払わず、いわば「単一言語主義」的に概念を取り扱うのであれば、その共同体のあり方で成員の思考を条件づけ、新たな研究可能性を覆い隠してしまうかもしれないからだ(斎藤ほか 2018)。

もちろん、このような課題意識に応えるためには、多領域で用いられるに至る、いわば翻訳の過程を分

析する必要があるが、本研究はその作業まで行い得ない。本研究は、「アカウンタビリティ」という概念を対象とした分析にとどまり、できたとしても、せいぜい、教育行政・学校経営研究の特徴に関して、ささやかな示唆を与えるに過ぎない。しかし、本研究は以上のような問題関心を根底に有しながら、甚だ拙いながらも、なるべく自身の依拠しがちな前提を問い返さんと試みた一つの結果である。このような研究に取り組み続けることが、教育行政・学校経営研究の人々に対するアカウンタビリティの確保にもつながるのではないかと、という冗句を放言したところで、拙稿の結びとしたい。

### 註

<sup>1</sup> 後述するが、本研究はこれらの各領域における「アカウンタビリティ」の用法を検討するものである。しかしながら、筆者に与えられた時間とその能力の制約上、社会心理学における知見については、本格的にレビューすることができない。よって、6章にて、その可能性を指摘することと定めることとなる。

<sup>2</sup> 19-20世紀前半のアメリカにおいて、政府の役割の拡大に伴い猟官制等の非効率の問題が生じた。その結果、政策の決定の局面と実施の局面を機能として分け、前者を議会に割り当て、後者を議会に割り当てることで、効率的な実施を実現するというアイデアが提唱された。これが政治行政二分論である。これに対し、政府規模の拡大と複雑化がさらに進んだことで、行政の専門性を政策の決定にも用立てる必要が生じたため、政治と行政とが協働の関係にあるべきだとするアイデアが生じた。これが政治行政融合論である(曾我 2013)。ギルバートまでの行政責任論は、以上の争点を含む、当時のアメリカ行政学における行政統制論において位置づけられる。しかも、議会と行政とを明確に分けられるのは、アメリカが大統領制をとっているからであって、日本のような議院内閣制の国では、議会と行政の機能をはっきりと区別することなど最初から不可能であろう。

<sup>3</sup> これらの概念については、主に4章にて詳述する。なお、answerabilityの訳語それ自体、同一人物においてすら揺れがあり、足立(1994: 76)は「回答可能性」

「アカウンタビリティ」はどのように用いられてきたか

とする一方で、足立 (1976: 230) では「回答性」があげられている。また、西尾 (1990: 348) や瀧川 (2003: 23-24) を参照して「答責性」という訳もありうるかもしれない。本研究は、*answer-ability* と分けられることに従い、「回答可能性」に統一して用いることとする。

<sup>4</sup> 時系列を意味に含む表現を十分条件、必要条件の関係に置換することは本来不適切であることは、ここに断っておく。

<sup>5</sup> やや耳慣れないかもしれないが、教育においても、「アカウンタビリティ」の構成要素や用例を検討したものは存在する。さしあたり、前者として Wagner (1989) と大桃 (2000)、後者として平田 (2008; 2009) を挙げておく。

<sup>6</sup> スチュワードシップは、本文中においては、単に受託責任としか理解されない。しかし、経済学および経営学において、スチュワードシップはまったく別様にも用いられる。詳細は6章2節に後述する。

<sup>7</sup> このような理解に立つ場合、「受託責任」と「アカウンタビリティ」は姉妹概念として理解されるだろう。しかし、友岡 (2016) によれば、両者を同義に扱ったり、包含関係にあるものとして理解したりする研究もあり、必ずしも統一的に用いられていないという。彼曰く、両者を姉妹概念として区別する場合、「受託責任」を「財産管理責任」と言い換えていることが多いという。また、両者を包含関係にあると理解する場合、「受託責任」が「財産管理責任」と「アカウンタビリティ」の二者から成ると理解する場合があるとする。また、両者を同義に扱う場合は、「アカウンタビリティ」が「財産管理責任」をも含むものとして理解されているという。この問題は、会計学において重要な問題とはなっても、本研究の趣旨からは外れるため、本文中では深く立ち入らない。さしあたり、この部分では、会計学における「アカウンタビリティ」が、資金の管理・運用の状況と結果について正確に測定し伝達することに関する責任ないし義務として、理解されている現状が把握できれば足ると考える。

<sup>8</sup> Friedrich (1960) や Finer (1941/1978) はこれを政治的責任 (political responsibility)、あるいは対人責任 (personal responsibility) と呼ぶが、村松 (1964) や今村 (2015) などの後世の日本の研究者は法的責任と訳

すことが多い。

<sup>9</sup> もちろん、例外は数多あろう。例えば、会計における「アカウンタビリティ」について、プリンシパルを画一的に確定できないものと扱った研究に、國部 (2017) が存在する。彼は、デリダやレヴィナスを引用しながら、責任を負う範囲が確定的である (=有限である) アカウンタビリティを追及するだけでなく、自己に先行する他者に対する無限の責任の追及による公共性の実現を、会計学も扱って良いのではないかと提起している。彼は会計学者であり、本研究が概観したところの会計学における「アカウンタビリティ」の用法 (用例) とは、一線を画している。このような、いわば会計倫理の可能性を指摘する研究には、ほかにも瀧田 (2019) が確認された。とはいえ、國部 (2017) は同時に、自身のような考え方が会計学において一般的ではないことにも、同時に言及している。よって、「アカウンタビリティ」の用法を整理するという本研究の目的に照らし、本文中に言及した研究群を参照することで足るものと、筆者は判断した。

<sup>10</sup> 岡本らによる訳においては、*responsiveness* は単に「反応」と訳されている (Simon et al. 1950=1979: 457)。これは、同書が経営学者の手によって訳されたためであると推察される。本研究は、あくまで政治学及び行政学における通例によって、「応答性」の訳を用いたい。

<sup>11</sup> 註3を参照。

<sup>12</sup> <https://kotobank.jp/word/制裁-85768> (アクセス日: 2019年6月23日)

<sup>13</sup> インセンティブを論じる場合、もちろん、負のインセンティブだけではなく、報酬・褒賞 (reward) や利益 (interest) と一般に呼ばれるような、正のインセンティブも考えねばならない。確かに、本研究と同様に本人・代理人関係を考察する研究において、正のインセンティブを考慮に入れるものは、手近に確認できたものに限っても、稲継 (1996) や曾我 (2015; 2016) などがあり、確認できていないものを含めれば数多く存在するだろう。しかしながら、政治学及び行政学におけるアカウンタビリティを考察したものに限って渉獵すれば、不思議なことに、負のインセンティブとしての制裁 (sanction) は言及しても、正のインセンティブについては考慮の外に置くものが多い (4章

3節を参照のこと)。これは筆者による推測の域を出ないが、アカウントビリティを論じる場合、行政統制が主眼に置かれるため、直接的な統制手段としての制裁に注意が向きがちになるのではないか。もちろん、正のインセンティブと「アカウントビリティ」との関連についても本来検討すべきではあるものの、以上のことから、本研究は、あえて負のインセンティブたる制裁のみを考察の対象とした。

<sup>14</sup> ここで負のインセンティブを持ち出すこと自体、特に不自然な考えだとも思われぬが、あえて挙げれば、曾我(2015;2016)などを参考にしている。また、足立(1994)が、制裁と不利益とを同義に用いていることも踏まえている。また、ここで用いた制度とは、建林ほか(2008)を参考に、人間の相互作用を枠づける拘束のうち、人為的なものを指すものとする。

<sup>15</sup> ここにおいて、筆者は、念のため、「応答性」も「回答可能性」も必要だとせず、真に「制裁」のみを必要条件としている研究が存在しないかどうか調べてみたが、管見の限り、見当たらなかった。よって、本研究は粕谷・高橋(2015)に反し、「制裁」のみを必要条件とする研究については、存在しないものとする。

<sup>16</sup> 本研究はレスポンスビリティの構成要素を主題としないため、本文中はこれにとどめおくが、本来であれば検討せねばならない論点を取り残している。詳細は6章2節に述べる。

<sup>17</sup> ここで述べることは、第一線職員一般においても同様に言えることであろう。詳細は6章2節にて後述する。

<sup>18</sup> 4章の確認として、「応答性」とは、ある主体が市民の求めに対して敏感であり、迅速かつ従順に応答することであり、「回答可能性」とは、ある主体が説明や報告の義務を負うだけでなく、市民の側がある主体に対して問責する権利や能力があることであった。

<sup>19</sup> 専門職アカウントビリティも、しかし、問責者をまったく想定しないわけではない。山本(2013)は、同僚である他の専門職による問責を想定している。しかし、彼らの問責は、そのような権利や余地があるからではなく、むしろ彼らの専門性や同僚性に基づくものである。これが「応答性」にあたるのか、それとも「回答可能性」にあたるのかは、議論が難しいとこ

ろであるが、本研究はさしあたって、「応答性」にあたるものと判断した。

<sup>20</sup> 専門職に対して、従来の意味でアカウントビリティを追及することを危惧し、その専門性や同僚性に立脚すべきだと考える研究は、たしかに、教育行政・学校経営研究の範囲にとどまるわけではない。詳細は6章2節で後述するが、あくまで本節は、教育行政・学校経営研究における「アカウントビリティ」の用法の特徴を描き出すことであって、他と比較したときの学術分野としての異質性や特殊性を直接的に明らかにするわけではない。よって、本文中では、このような記述としている。

<sup>21</sup> ここで述べるのが、本当に教育行政・政策領域においてしか当てはまらないかということ、そうではない。しかし、本節はあくまで教育行政・学校経営研究における用法の特徴を見るのであって、教育という領域の特質を暴こうとするものではない。よって、本文中ではこのような記述にとどめている。これについて取り残した論点は、6章2節に述べる。

## 参考文献

- Aberbach, J.D. and Rockman, B.A. (1994). Civil service and policymakers: Neutral or responsive competency, *Governance*, 7(4), pp. 461-469.
- 足立忠夫(1976)「責任論と行政学」辻清明、吉富重夫、足立忠夫、阿利莫二、加藤一明、西尾勝編『行政学講座1 行政の理論』東京大学出版会、217-254頁。
- 足立忠夫(1994)『行政サービスと責任の基礎理論—行政改革を考える・中—』公務職員研修協会。
- 青木栄一(2010)「教育」村松岐夫編『テキストブック地方自治(第2版)』東洋経済新報社、183-208頁。
- Austin, J. L. (1962). *How to Do Things with Words (The William James Lectures Delivered in Harvard University in 1955)*, edited by Urmson, J.O., Clarendon Press. (=飯野勝己訳(2019)『言語と行為—いかにして言葉でものごとを行うか—』講談社。)
- Ball, S.J. (2012). Performativity, commodification and commitment: An I-Spy Guide to the neoliberal university,

「アカウンタビリティ」はどのように用いられてきたか

- British Journal of Educational Studies*, 60(1), pp. 17-28.
- Birkinshaw, P. (2006). Transparency as a human right, in Hood, C. and Heald, D. eds., *Transparency: The Key to Better Governance? (Proceedings of the British Academy 135)*, Oxford University Press, pp. 47-57.
- Bovens, M. (2007). Analysing and assessing accountability: A conceptual framework, *European Law Journal*, 13(4), pp. 447-468.
- Bovens, M., Schillemans, T., and Hart, P.T. (2008). Does public accountability work? An assessment tool, *Public Administration*, 86(1), pp. 225-242.
- Christie, N.V. (2018). A comprehensive accountability framework for public administrators, *Public Integrity*, 20(1), pp. 80-92.
- Darling-Hammond, L. (1989). Accountability for professional practice, in Marsha, L. and others eds., *Professional Practice Schools: Building a Model*, pp. 71-102.
- Dekker, S. (2007). *Just Culture: Balancing Safety and Accountability*. Taylor and Francis. (=芳賀繁監訳 (2009) 『ヒューマンエラーは裁けるか—安全で公正な文化を築くには—』東京大学出版会。)
- Elmore, R.F. (2004). *School Reform from the Inside Out*, Cambridge: Harvard Education Publishing Group. (=神山正弘訳 (2006) 『現代アメリカの学校改革—教育政策・教育実践・学力—』同時代社。)
- Epstein, D. and O'Halloran, S. (1994). Administrative procedures, information, and agency discretion, *American Journal of Political Science*, 38(3), pp. 697-722.
- Fearon, J.D. (1999). Electoral accountability and the control of politicians: Selecting good types versus sanctioning poor performance, in Przeworsky, A., Stokes, S.C. and Manin, M. eds., *Democracy, Accountability, and Representation*, Cambridge University Press, pp. 55-97.
- Finer, H. (1978). Administrative responsibility in democratic government, in Rourke, F.E. ed., *Bureaucratic Power in National Politics, Third Edition*, Little, Brown and Company, pp.410-421. (first published in Finer, H. (1941). Administrative responsibility in democratic government, *Public Administration Review*, 1, pp. 335-350.)
- Foucault, M. (1969). *L'Archéologie du Savoir*, Éditions Gallimard. (=慎改康之訳 (2012) 『知の考古学』河出書房。)
- Fournier, V. (1999). Boundary work and the (un)making of the professions, in Malin, N. ed., *Professionalism, Boundaries and the Workplace*, Routledge, pp.67-86.
- Fox, J. (2007). The uncertain relationship between transparency and accountability, *Development in Practice*, 17(4-5), pp. 663-671.
- Friedrich, C.J. (1978). Public policy and the nature of administrative responsibility, in Rourke, F.E. ed., *Bureaucratic Power in National Politics, Third Edition*, Little, Brown and Company, pp.399-409. (first published in Friedrich, C.J. (1940). Public policy and the nature of administrative responsibility, Friedrich, C.J. and Mason, E.S. eds., *Public Policy: A Yearbook of the Graduate School of Public Administration, 1*, Harvard University Press, pp. 3-24.)
- Friedrich, C.J. (1960). *Nomos: Responsibility (Yearbook of the American Society of Political and Legal Philosophy)*, The Liberal Arts Press, Inc.
- 藤垣裕子 (2003) 『専門知と公共性—科学技術社会論の構築へ向けて—』東京大学出版会。
- 藤田英典 (2000) 「教育政治の新時代—岐路に立つ公教育—」藤田英典、志水宏吉編『変動社会のなかの教育・知識・権力—問題としての教育改革・教師・学校文化—』新曜社、235-260 頁。
- 二神恭一編 (2006) 『新版ビジネス・経営学辞典』中央経済社。
- Gilbert, C.E. (1959). The framework of administrative responsibility, *The Journal of Politics*, 21(3), pp. 373-407.
- 濱元伸彦 (2005) 「NCLB 法におけるアカウンタビリティ・システムの現状と課題—ニュージャージー州の事例から—」『日本教育経営学会紀要』第 47 号、112-129 頁。
- 橋本鉦市編 (2015) 『専門職の報酬と職域』玉川大学出版部。
- 平田淳 (2008) 『教育におけるアカウンタビリティ』概念の構造と構成要素に関する一考察『弘前大学教育学部紀要』100 巻、89-98 頁。
- 平田淳 (2009) 「教育改革政策のアカウンタビリティ構造に関する一考察」『弘前大学教育学部紀要』

- 101号、139-150頁。
- 市川昭午(1976)『教育行政の理論と構造(第2版)』教育開発研究所。
- 今村都南雄(2015)「行政責任と行政統制」今村都南雄、武藤博己、沼田良、佐藤克廣、南島和久編『基礎行政学』北樹出版、131-251頁。
- 今在慶一朗(2012)「手続き的公正の構造的要因と对人的要因」『北海道教育大学紀要 人文科学・社会科学編』第63巻第1号、53-59頁。
- 稲継裕昭(1996)『日本の官僚人事システム』東洋経済新報社。
- 猪口孝、大澤真幸、岡澤憲英、山本吉宣、スティーブン・R・リード編(2004)『[縮刷版] 政治学事典』弘文堂。
- 伊藤修一郎(2002)『自治体政策過程の動態—政策イノベーションと波及—』慶應義塾大学出版会。
- 岩永定(1990)「アメリカにおける教育アカウンタビリティ政策の特質—1970年代を中心に—(V 研究報告)」『日本教育行政学会年報』第16巻、167-181頁。
- Jonas, H. (1979). *Das Prinzip Verantwortung: Versuch einer Ethik für die technologische Zivilisation*, Insel Verlag Frankfurt am Main. (加藤尚武監訳(2000)『責任という原理—科学技術文明のための倫理学の試み—』東信堂。)
- 鏡圭佑(2017)「行政改革と行政責任—日本における行政責任観の変遷—」『同志社政策科学研究』第19巻1号、371-386頁。
- 鹿毛利枝子(2015)「日本における裁判員制度の創設—利益としてのアカウンタビリティ—」高橋百合子編『アカウンタビリティ改革の政治学』有斐閣、229-252頁。
- 粕谷祐子、高橋百合子(2015)「アカウンタビリティ研究の現状と課題」高橋百合子編『アカウンタビリティ改革の政治学』有斐閣、17-54頁。
- 岸本崇(2018)「責任の範囲—ハイデガーの『責めある存在』について—」『倫理学(筑波大学倫理学研究会)』34巻、69-77頁。
- 北川哲雄編(2015)『スチュワードシップとコーポレートガバナンス—2つのコードが変える日本の企業・経済・社会—』東洋経済新報社。
- 北川雄也(2018)『障害者福祉の政策学—評価とマネジメント—』晃洋書房。
- 國部克彦(2017)『アカウンタビリティから経営倫理へ—経済を超えるために—』有斐閣。
- 國分功一郎(2017)『中動態の世界—意志と責任の考古学—』医学書院。
- 小松茂久(1983)『アメリカ地方教育委員会の行政責任(III 研究報告)』『日本教育行政学会年報』第9巻、219-232頁。
- 小坂井敏晶(2008)『責任という虚構』東京大学出版会。
- Lindberg, S.I. (2009). *Accountability: The core concept and its subtypes, Africa Power and Politics Programme Working Paper (1)*, pp. 1-23.
- 前田健太郎(2014)『市民を雇わない国家—日本が公務員の少ない国へと至った道—』東京大学出版会。
- 毎熊浩一(2002)「NPM 型行政責任再々論—管理式アカウンタビリティとレスポンスビリティの止揚—」『島大法学』45巻4号、117-146頁。
- 松井秀史(2009)「学校の組織的な取組を促す第三者評価に関する研究—学校の教育力の向上とアカウンタビリティに関わって—」『教育実践総合センター研究紀要』第19巻、27-36頁。
- 松尾聿正、平松一夫編(2005)『基本会計学用語辞典』同文館出版。
- 三浦智子(2019)『教育経営における責任・統制構造に関する研究』風間書房。
- 水本徳明(2000)「教師の責任論の現代的課題(〈特集〉学校の自律性と責任)」『学校経営研究』第25巻、23-30頁。
- Moe, T.M. (2006). *Political control and the power of the agent, The Journal of Law, Economics and Organization*, 22(1), pp. 1-29.
- 森田朗(2006)『会議の政治学』慈学社出版。
- 諸橋由佳(2003)「チャータースクールのアカウンタビリティに関する—考察(II 研究報告)」『日本教育行政学会年報』第29巻、154-165頁。
- 村松岐夫(1964)「行政学における責任論の課題」『法學論叢』75巻1号、57-95頁。
- 村松岐夫(1974)「行政学における責任論の課題—再論—」『法學論叢』95巻4号、1-36頁。

「アカウンタビリティ」はどのように用いられてきたか

- 長尾真 (1992) 「辞典形式での専門分野の知識の体系的構成法」『人工知能学会誌』第7巻2号、320-328頁。
- 仲田康一 (2010) 「学校運営協議会における『無言委員』の所在—学校参加と学校をめぐるミクロ社会関係—」『日本教育経営学会紀要』第52巻、96-110頁。
- 仲田康一 (2011) 「学校運営協議会による保護者啓発の論理と帰結」『教育学研究』第78巻第4号、450-461頁。
- 仲田康一 (2015) 『コミュニティ・スクールのポリテイクス—学校運営協議会における保護者の位置—』勁草書房。
- 西尾勝 (1990) 『行政学の基礎概念』東京大学出版会。
- 西尾隆 (1995) 「行政統制と行政責任」西尾勝、村松岐夫編『講座行政学 第6巻 市民と行政』267-308頁。
- 西尾隆 (2018) 『公務員制 (行政学叢書11)』東京大学出版会。
- 沖清豪 (1997) 「アカウンタビリティ (社会的説明責任) の観点からみた大学評価に関する考察」『国立教育研究所研究集録』34号、1-15頁。
- 沖清豪 (2000) 「イギリスの教育行政機関における公共性—非省庁型公共機関 (NDPB) とそのアカウンタビリティ」『教育学研究』第67巻第4号、1-9頁。
- 興津征雄 (2016) 「行政過程の正当性と民主主義—参加・責任・利益—」宇賀克也、交告尚史編『現代行政法の構造と展開—小早川光郎先生古稀記念—』有斐閣、325-345頁。
- 大桃敏行 (2000) 「地方分権の推進と公教育概念の変容」『教育学研究』67巻第3号、291-301頁。
- 大桃敏行、吉良直、堀ひかり、宮口誠矢、金子友紀 (2016) 「公立学校の多様化とアカウンタビリティ政策の展開—ワシントンD.C.を事例として—」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第55巻、425-443頁。
- 大森明 (2012) 「会計領域の拡大の軌跡と展望」『横浜経営研究』第33巻第1号、99-119頁。
- Pennock, J.R. (1952). Responsiveness, responsibility, and majority rule, *The American Political Science Review*, 46(3), pp. 790-807.
- Peters, B.G. (2014). *The Politics of Bureaucracy*. Routledge.
- Philp, M. (2009). Delimiting democratic accountability, *Political studies*, 57(1), pp. 28-53.
- Putnum, R.D. (1973). The political attitudes of senior civil services in Western Europe: a preliminary report, *British Journal of Political Science*, 3(3), pp. 257-290.
- 齋藤倫明、石井正彦編 (2011) 『これからの語彙論』ひつじ書房。
- 齋藤直子、ポール・スタンディッシュ、今井康雄 (2018) 『<翻訳>のさなかにある社会正義』東京大学出版会。
- 佐藤晋平 (2016) 『教育と法の関係に関する時間論的研究—裁判の時間的性格に着目して—』東京大学、博士論文。
- Schedler, A. (1999). Conceptualizing accountability, in Schedler, A., Diamond, L., and Plattner, M.F. eds., *The Self-Restraining State: Power and Accountability in New Democracies*, Lynne Rienner Publishers, pp. 13-28.
- 盛山和夫 (2006) 『リベラリズムとは何か—ロールズと正義の論理—』勁草書房。
- Simon, H.A., Smithburg, C.W. and Thompson, V.A. (1950). *Public Administration*. Alfred A. Knopf, Inc. (=岡本康雄、河合忠彦、増田孝治訳 (1979) 『組織と管理の基礎理論 (第二版)』ダイヤモンド社。)
- 曾我謙悟 (2013) 『行政学』有斐閣。
- 曾我謙悟 (2015) 「選挙アカウンタビリティの構造—数理モデルによる解明—」高橋百合子編『アカウンタビリティ改革の政治学』有斐閣、57-82頁。
- 曾我謙悟 (2016) 『現代日本の官僚制』東京大学出版会。
- 鈴木雅博 (2014) 「学校現場におけるアカウンタビリティ概念の作用と帰結—ミクロ・ポリテイクスの視角からの検討—」『日本教育行政学会年報』第40巻、73-90頁。
- 高見茂 (1982) 「イギリスの教育体系におけるアカウンタビリティ (accountability) (III 研究報告)」『日本教育行政学会年報』第8巻、138-152頁。
- 高野良一 (1999) 「地方教育行政改革とアカウンタビリティ (地方教育行政の改革, I 年報フォーラム)」『日本教育行政学会年報』第25巻、43-62頁。
- 瀧川裕英 (2003) 『責任の意味と制度—負担から応答

- へー』勁草書房。
- 瀧田輝己(2019)「規範会計学の復権—『会計倫理学』序章—」古賀智敏編『会計研究の系譜と発展』千倉書房、3-31頁。
- 田中智志(2017)「第3章 責任と応答可能性の違い」『何が教育思想と呼ばれるのか—共存在と超越性—』一藝社、49-63頁。
- 建林正彦、曾我謙悟、待鳥聡史(2008)『比較政治制度論』有斐閣。
- Tetlock, P.E. (1985). *Accountability: A social check on the fundamental attribution error*, *Social Psychology Quarterly*, 48(3), pp. 227-236.
- 友岡賛(2016)『会計学の基本問題』慶應義塾大学出版会。
- 辻正次、竹内信仁、柳原光芳編(2019)『新版 経済学辞典』中央経済社。
- 露口健司(1995)「教師の教育責任構造と責任ディレンマに関する考察」『九州大学教育経営教育行政学研究紀要』第2号、97-109頁。
- 浦野東洋一(2000)「学校経営とアカウンタビリティ論」『学校教育研究』15巻、9-17頁。
- Wagner, R.B. (1989). *Accountability in Education: A Philosophical Inquiry*. Routledge.
- 若林悠(2019)『日本気象行政史の研究—天気予報における官僚制と社会—』東京大学出版会。
- 山本清(2003)「教育行政における政策評価の意義」『日本教育行政学会年報』29巻、198-203頁。
- 山本清(2013)『アカウンタビリティを考える—どうして「説明責任」になったのか—』NTT出版。
- 山下晃一(2012)「アメリカにおける州の教育アカウンタビリティ制度と学校認証評価」『教育科学論集』第15号、1-8頁。
- 山谷清志(1991)「行政責任論における統制と倫理—学説史的考察として—」『修道法学』第13巻1号、141-198頁。
- 山谷清志(1997)『政策評価の理論とその展開—政府のアカウンタビリティ(広島修道大学学術選書12)』晃洋書房。
- 山谷清志(2006)『政策評価の実践とその課題—アカウンタビリティのジレンマ—』萌書房。
- 吉田寛(1975)「社会的責任と会計責任」同志社大学

会計学研究室編『会計学批判』中央経済社、51-69頁。